

音更町の都市計画

— 資料編 —

音更町建設部都市計画課
令和7年3月末現在

目 次

1 音更町の都市計画について	1
1-1 都市計画の決定手続	2
2 人口の推移	3
3 都市計画区域	
3-1 都市計画区域	4
3-2 区域区分	4
4 地域地区	
4-1 用途地域	6
4-2 特別用途地区(特別工業地区)	7
4-3 高度利用地区	7
4-4 準防火地域	7
5 都市施設	
5-1 都市計画道路	
① 都市計画の決定経過	8
② 都市計画道路一覧	10
③ 都市計画道路の整備状況	13
5-2 公園・緑地	
① 都市計画の決定経過	14
② 都市公園・緑地一覧	15
5-3 下水道	
① 都市計画の決定経過	24
② 都市計画施設一覧	
ア 音更公共下水道	25
イ 十勝川流域下水道(音更町関係分)	25
③ 下水道の整備状況	26
5-4 処理施設	
① 都市計画の決定経過	27
② 都市計画処理施設一覧	27
5-5 河川	27
5-6 火葬場	27
6 市街地開発事業	
6-1 土地区画整理事業	28
6-2 市街地開発事業(5ha以上の公的開発事業一覧)	28
6-3 市街地再開発事業	29
6-4 開発許可等	30
7 地区計画	35

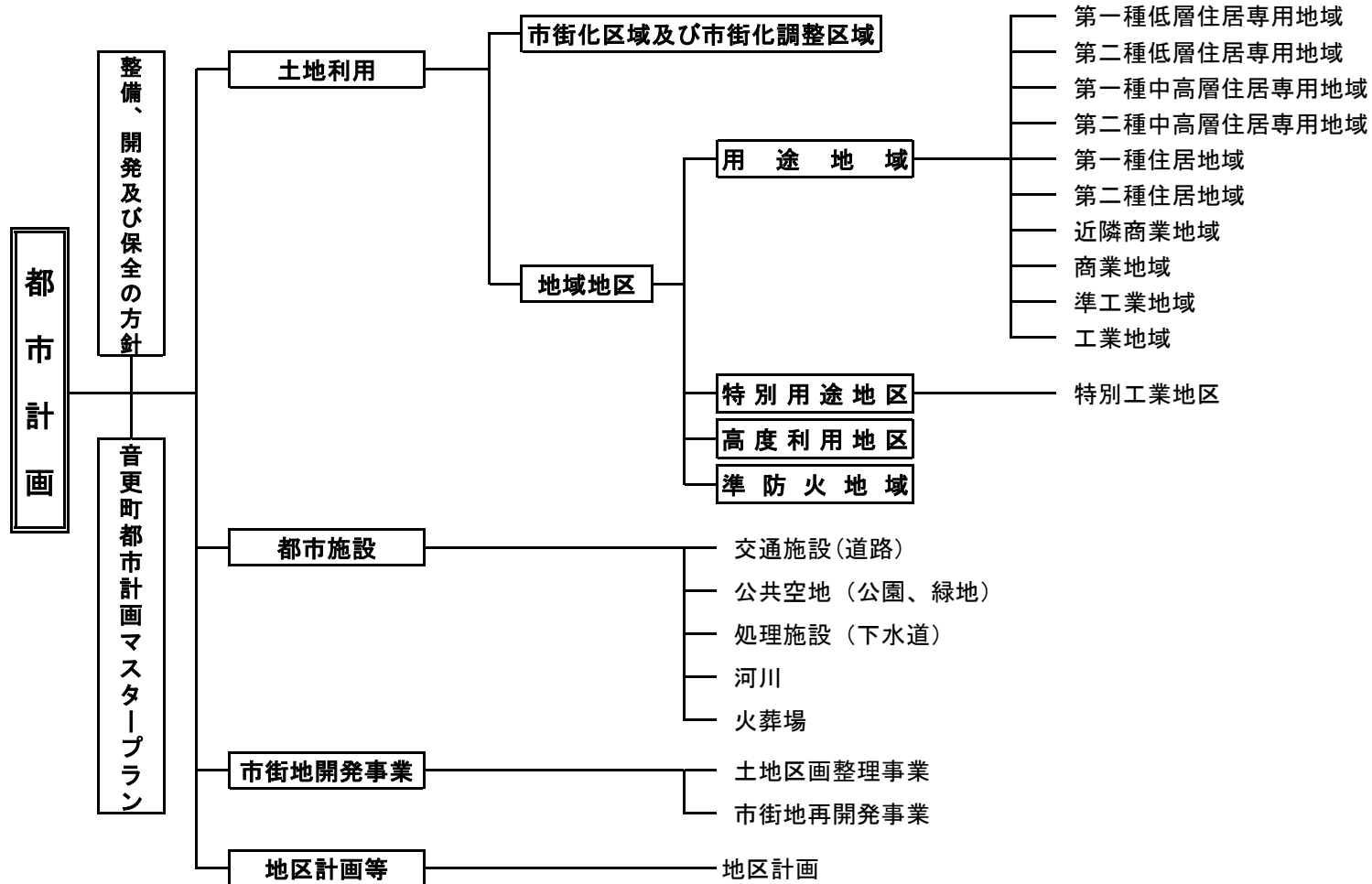
参考(市街化区域変遷図等)

1 音更町の都市計画について

都市計画の理念は、農林漁業との調和を図りつつ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的としています。これを実現するためには、適正な制限のもとに行政と住民が協力しながら健康で文化的かつ機能的な都市活動の確保など、良好な都市環境の形成と土地の合理的な利用を図っていくことが必要とされています。この都市計画を実現するための基本となるのが都市計画法であり、大きく4つに分類されています。

1. 土地利用 市街化区域及び市街化調整区域、地域地区等
2. 都市施設の整備 道路、公園、下水道等
3. 市街地開発事業 土地区画整理事業、市街地再開発事業等
4. 地区計画等 地区計画

○音更町の都市計画の現況

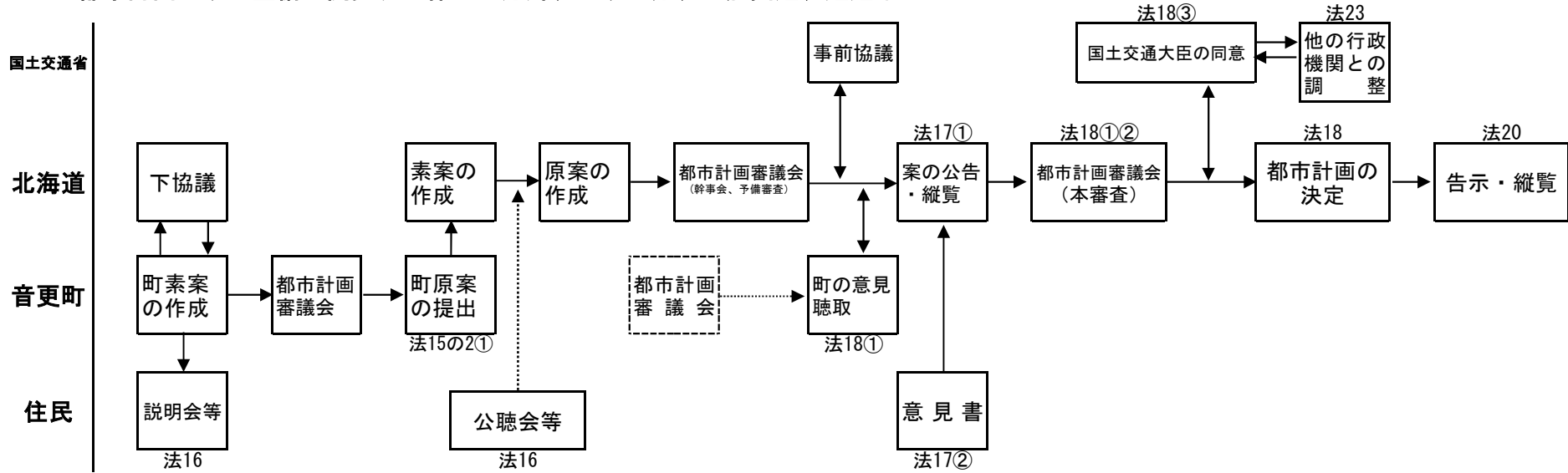


1-1 都市計画の決定手続

都市計画の決定にあたっては、広域のかつ根幹的な都市計画については主に北海道が定め、それ以外の地域に密着した都市計画は音更町が定めます。都市計画は、北海道及び国土交通省などの関係機関と協議のうえ、必要に応じその同意を得て決定します。手続きのなかでは住民の方々などの意見を反映させる仕組みがあり、意見書を提出することができます。

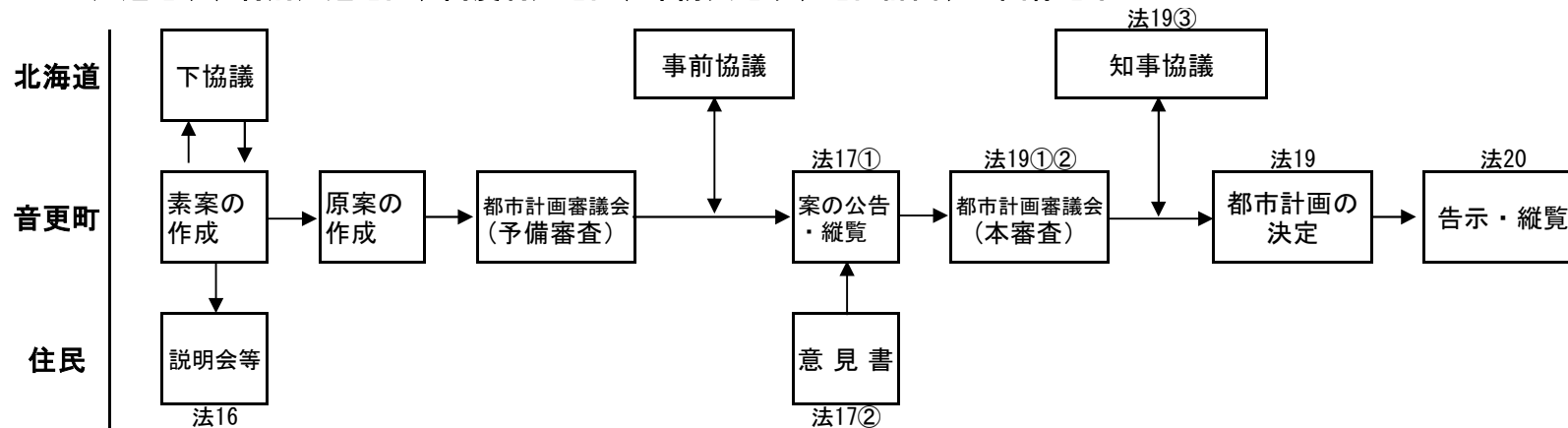
○北海道が定める都市計画

都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、区域区分、一般国道、道道など



○音更町が定める都市計画

用途地域、特別用途地区、高度利用地区、準防火地域、地区計画、公園緑地など



----- 必要に応じて開催

注) 法：都市計画法

2 人口の推移

年	国勢調査（該当年10月1日現在）			住民基本台帳（各年3月31日現在）								
	行政区域		人口集中地区※ (DIDs) 人口	行政区域		都市計画区域		B/A (%)	市街化区域		C/A (%)	市街化調整区域 人口 (B-C)
	人口	世帯数		人口 (A)	世帯数	人口 (B)	世帯数		人口 (C)	世帯数		
昭和 4 5	24,118	5,992	5,418	24,754	6,013	-	-	-	-	-	-	-
5 0	26,933	7,484	5,752	27,085	7,475	-	-	-	-	-	-	-
5 5	31,134	9,184	12,910	31,158	9,050	24,386	7,454	78.3	17,384	5,397	55.8	7,002
6 0	33,970	10,188	13,416	33,886	10,573	27,620	9,076	81.5	22,750	7,526	67.1	4,870
平成 2	33,977	10,947	19,892	34,125	11,181	27,942	9,666	81.9	23,144	8,010	67.8	4,798
3				34,230	11,403	28,119	9,886	82.1	24,324	8,564	71.1	3,795
4				34,792	11,761	28,774	10,240	82.7	24,975	8,899	71.8	3,799
5				35,660	12,234	29,740	10,718	83.4	25,961	9,351	72.8	3,779
6				36,548	12,661	30,708	11,138	84.0	26,859	9,742	73.5	3,849
7	37,528	12,898	24,023	37,465	13,151	31,675	11,631	84.5	27,974	10,267	74.7	3,701
8				38,030	13,536	32,271	12,003	84.9	28,590	10,620	75.2	3,681
9				38,648	13,970	32,436	12,277	83.9	28,846	10,886	74.6	3,590
1 0				38,862	14,204	33,282	12,729	85.6	30,028	11,432	77.3	3,254
1 1				39,341	14,560	33,718	13,047	85.7	30,531	11,767	77.6	3,187
1 2	39,201	14,262	26,192	39,607	14,874	34,023	13,351	85.9	30,926	12,087	78.1	3,097
1 3				40,030	15,258	34,535	13,747	86.3	31,497	12,493	78.7	3,038
1 4				40,727	15,665	35,275	14,162	86.6	32,283	12,905	79.3	2,992
1 5				41,280	16,089	35,800	14,535	86.7	32,835	13,260	79.5	2,965
1 6				42,032	16,530	36,595	14,980	87.1	33,683	13,722	80.1	2,912
1 7	42,452	16,021	27,447	42,662	16,891	37,204	15,317	87.2	34,366	14,084	80.6	2,838
1 8				43,129	17,243	37,915	15,722	87.9	35,367	14,642	82.0	2,548
1 9				43,787	17,620	38,491	16,053	87.9	36,023	14,978	82.3	2,468
2 0				44,402	18,092	39,146	16,508	88.2	36,680	15,427	82.6	2,466
2 1				45,005	18,517	39,569	16,860	87.9	37,148	15,773	82.5	2,421
2 2	45,085	17,660	35,569	45,395	18,876	40,084	17,187	88.3	37,678	16,071	83.0	2,406
2 3				45,600	19,169	40,485	17,598	88.8	38,127	16,541	83.6	2,358
2 4				45,564	19,293	40,565	17,769	89.0	38,235	16,716	83.9	2,330
2 5				45,466	19,461	40,541	17,939	89.2	38,245	16,878	84.1	2,296
2 6				45,408	19,639	40,564	18,117	89.3	38,261	17,036	84.3	2,303
2 7	44,807	18,019	36,436	45,378	19,792	40,708	18,308	89.7	38,362	17,217	84.5	2,346
2 8				45,211	19,932	40,582	18,413	89.8	38,291	17,332	84.7	2,291
2 9				45,136	20,150	40,626	18,663	90.0	38,435	17,643	85.2	2,191
3 0				44,855	20,234	40,469	18,760	90.2	38,297	17,755	85.4	2,172
3 1				44,379	20,256	40,054	18,773	90.3	37,944	17,788	85.5	2,110
令和 2	43,576	18,362	35,028	44,136	20,418	39,886	18,917	90.4	37,766	17,915	85.6	2,120
3				43,831	20,555	39,608	19,044	90.4	37,514	18,062	85.6	2,094
4				43,212	20,500	39,106	19,002	90.5	37,015	18,000	85.7	2,091
5				43,105	20,760	39,000	19,206	90.5	36,878	18,165	85.6	2,122
6				42,731	20,914	38,816	19,418	90.8	36,682	18,370	85.8	2,134
7				42,493	20,996	38,641	19,502	90.9	36,501	18,449	85.9	2,140

※ 人口集中地区：人口密度が4,000人/k㎡以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人数が5,000人以上となる地域をいいます。

※ 住民基本台帳法の改正により、平成24年7月から外国人住民も住民基本台帳の人口に含めている。

3 都市計画区域

3-1 都市計画区域

都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法等の規制を受ける土地の範囲のことです。この区域は北海道が指定し、土地利用の規制や都市計画事業等が実施されます。また、都市計画区域は市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備し、開発及び保全する必要があり、音更町は帯広市、芽室町及び幕別町の1市3町で帯広圏都市計画区域を構成しています。

都市計画決定		面積 (ha) (全体面積)	備 考
告示年月日	告示番号		
昭和19年 4月26日	内務省告示 第 199号	3,395.0 (10,347.6)	帯広都市計画区域の変更で、音更村と川西村の一部5,276.5haを追加決定。
昭和40年 7月10日	建設省告示 第1768号	13,089.0 (20,041.6)	帯広都市計画区域の変更で、本町の一部9,694haを追加決定。
昭和45年 9月14日	北海道告示 第2294号	6,280.0 (32,900.0)	帯広圏都市計画区域の決定における本町分。
令和2年10月30日	北海道告示 第 671号	6,290.0 (33,115.0)	帯広圏都市計画区域の決定における本町分。

3-2 区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分しています。市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を促進していく区域であり、市街化調整区域は、基本的に市街化を抑制する区域です。

都市計画決定		市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	備 考 ※表中の字名は都市計画の変更当時のものである。
告示年月日	告示番号			
昭和45年12月28日	北海道告示 第3111号	481	5,799	・都市計画法の改正による当初決定
昭和52年10月15日 (第1回定時見直し)	北海道告示 第3119号	495	5,785	・市街化区域への編入 (約 14ha) ～柏寿台地区 (約5ha) 及び木野地区 (約9ha) 柏寿台、木野大通東10丁目、東11丁目、木野大通西10丁目及び西11丁目の各一部
昭和58年 4月28日 (第2回定時見直し)	北海道告示 第 863号	670	5,610	・市街化区域への編入 (約 175ha) ～雄飛が丘地区 (約48.5ha)、東栄地区 (約0.6ha)、緑陽台地区 (約48.5ha)、 柳町北地区 (約3.4ha)、宝来地区 (約60.9ha) 及び共栄地区 (約12.1ha) 柏寿台、字音更、雄飛が丘、東通11丁目、柳町北区、緑陽台北区、緑陽台仲区、緑陽台南区、木野大通東14丁目、宝来本通1丁目から5丁目まで及び宝来南1条1丁目から5丁目までの各一部
平成 2年 9月17日 (第3回定時見直し)	北海道告示 第1304号	748	5,532	・市街化区域への編入 (約 84ha) ～むつみ地区 (約24.2ha)、緑陽台南地区 (約12.3ha)、北蘭地区 (約2.0ha)、 新泉地区 (約0.4ha)、北開進地区 (約24.9ha)、共栄東地区 (約12.4ha)、 共栄西地区 (約3.9ha) 及び開進東地区 (約3.8ha) 木野大通西14丁目の全部、大通13丁目、柳町北区、柳町南区、緑陽台南区、北鈴蘭北5丁目、共栄台東13丁目、共栄台西13丁目、木野大通西15丁目、木野大通東19丁目、新通19丁目、新通20丁目、東通20丁目、字下音更北5線及び北6線の各一部、木野西通12丁目から15丁目までの各一部並びに木野大通東14丁目から17丁目までの各一部 ・市街化調整区域への編入 (約 6ha) ～大橋地区 木野大通東1丁目、木野大通西1丁目及び木野東通1丁目の各一部

都市計画決定		市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	備考 ※表中の字名は都市計画の変更当時のものである。
告示年月日	告示番号			
平成4年10月16日	北海道告示第1628号	756	5,524	・市街化区域への編入(約8ha)～開進西地区 木野大通西16丁目から西17丁目まで及び木野西通16丁目から17丁目までの各一部
平成5年3月26日	北海道告示第442号	759	5,521	・市街化区域への編入(約3ha)～開進西地区 木野大通西16丁目及び西17丁目並びに木野大通東16丁目及び東17丁目の各一部
平成6年3月29日	北海道告示第470号	778	5,502	・市街化区域への編入(約19ha)～開進西地区(約3.0ha)及び共栄台地区(約15.7ha) 木野大通西15丁目、木野西通15丁目、共栄台西12丁目及び西13丁目並びに共栄台東13丁目の各一部
平成9年3月28日 (第4回定時見直し)	北海道告示第460号	855	5,425	・市街化区域への編入(約77ha)～北蘭地区(約17.9ha)、北明地区(約4.0ha)、緑陽台北地区(約0.9ha)及び 高速道IC物流団地地区(約54.0ha) 北鈴蘭南1丁目、北2丁目、北3丁目及び北4丁目の全部並びに北鈴蘭北5丁目、共栄台西12丁目及び西13丁目、新 通北2丁目、緑陽台北区並びに字音更西2線及び西3線の各一部 ・市街化区域への編入保留(約76ha)～南宝来地区(約47.5ha)及びすすらん台地区(約27.7ha) 宝来南1条2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目並びに南鈴蘭南4丁目、南5丁目、南6丁目及び北6丁目の全部並びに宝 来南1条1丁目及び6丁目、宝来南2条1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目、南鈴蘭南3丁目並びに字下 音更北4線及び北5線の各一部
平成10年3月31日	北海道告示第461号	903	5,377	・市街化区域への編入(約48ha)～南宝来地区 宝来南1条3丁目、4丁目及び5丁目の全部並びに宝来南1条1丁目、2丁目及び6丁目、南2条1丁目から6丁目の各一部
平成12年3月31日	北海道告示第569号	931	5,349	・市街化区域への編入(約28ha)～すすらん台地区 南鈴蘭南4丁目、南5丁目、南6丁目及び北6丁目の全部並びに南鈴蘭南3丁目、字下音更北4線及び北5線の各一部
平成15年3月28日	北海道告示第499号	957	5,323	・市街化区域への編入(約26ha)～共栄地区 緑陽台南区、木野西通13丁目、木野西通14丁目及び木野西通15丁目の各一部
平成17年3月29日	北海道告示第244号	963	5,317	・市街化区域への編入(約6ha)～宝来本通地区 宝来本通1丁目及び2丁目並びに宝来北1条2丁目の各一部
平成18年3月31日	北海道告示第311号	1,018	5,262	・市街化区域への編入(約55ha)～開進地区(約15.5ha)、開進西地区(約5.3ha)及び十勝川温泉地区(34.6ha) 木野大通東17丁目並びに木野大通西17丁目並びに木野西通16丁目及び17丁目並びに柳町仲区並びに十勝川温泉北 13丁目、14丁目、15丁目及び16丁目並びに十勝川温泉南11丁目、12丁目、13丁目、14丁目、15丁目及び16丁目の 各一部
平成20年3月28日	北海道告示第217号	1,027	5,253	・市街化区域への編入(約9ha)～音更東通地区 東通10丁目の全部並びに東通11丁目及び新通11丁目の各一部
平成22年4月6日	北海道告示第302号	1,034	5,246	・市街化区域への編入(約7ha)～北開進地区 新通18丁目の一部
平成23年3月29日 (第6回定時見直し)	北海道告示第216号	1,083	5,197	・市街化区域への編入(約49ha)～北明台地区(約9.0ha)及び希望が丘地区(約39.5ha) 北明台、新通北2丁目、字音更基線、字音更東1線、希望が丘及び緑が丘の各一部
令和2年10月30日 (第7回定時見直し)	北海道告示第671号	1,083	5,207	・測量精度の向上による修正

* 第5回定時見直し・・・平成16年4月6日北海道告示第391号であるが、市街化区域の編入はなし。

4 地域地区

地域地区は、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物や土地の区画形質の変更などについて必要な制限を課すことにより、土地の健全かつ合理的な利用を誘導するもので、音更町においては以下の4-1から4-4のとおり地域地区を定めています。

4-1 用途地域

用途地域は、良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を図るため定めています。

(用途地域4種類を指定)

(単位 ha)

区分	告示年月日 S42.12.21 建設省告示 第4344号	S45.12.28 音更町告示 第33号
住居地域	469.9	394.1
住居専用地区		(36.8)
商業地域	31.1	27.3
準工業地域	33.3	38.3
工業地域		21.5
工業専用地区		(21.5)
合計	534.3	481.2

(用途地域が4種類→8種類に細分化)

(単位 ha)

区分	告示年月日 S48.4.1 音更町告示 第16号	S52.10.15 音更町告示 第61号	S56.5.23 音更町告示 第34号	S58.4.28 音更町告示 第43号	S62.3.2 音更町告示 第17号	H2.9.17 音更町告示 第74号	H4.4.3 音更町告示 第42号	H4.10.23 音更町告示 第97号	H5.3.26 音更町告示 第40号	H6.3.29 音更町告示 第28号
第一種住居専用地域	45.2	45	45	179	129	160	159	159	159	175
第二種住居専用地域	131.2	136	136	164	214	241	227	227	227	227
住居地域	220.5	229	227	231	231	227	243	251	254	257
近隣商業地域	21.0	21	21	28	28	28	29	29	29	29
商業地域	1.5	2	2	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
準工業地域	40.3	40	42	37	37	47	46	46	46	46
工業地域				11	11	25	25	25	25	25
工業専用地域	21.5	22	22	18	18	18	17	17	17	17
合計	481.2	495	495	669.6	669.6	747.6	747.6	755.6	758.6	777.6

(用途地域が8種類→12種類に細分化。平成30年4月より13種類に。本町は令和7年3月末現在、田園住居地域、準住居地域、工業専用地域を除く10種類を指定) (単位 ha)

区分	告示年月日 H7.7.7 音更町告示 第66号	H9.3.28 音更町告示 第31号	H10.3.31 音更町告示 第36号	H12.3.31 音更町告示 第34号	H13.10.25 音更町告示 第90号	H15.3.28 音更町告示 第32号	H17.3.29 音更町告示 第40号	H18.3.31 音更町告示 第52号	H20.3.28 音更町告示 第40号	H22.4.6 音更町告示 第58号	H23.3.29 音更町告示 第65号	H30.3.1 音更町告示 第19号	H30.10.26 音更町告示 第123号	R3.11.2 音更町告示 第115号
第一種低層住居専用地域	157	176	224	234	224	231	235	242	242	242	242	242	242	242
第二種低層住居専用地域	7	9	9	16	16	16	16	18	18	18	18	18	18	18
第一種中高層住居専用地域	75	75	75	75	79	81	81	82	82	82	82	82	82	82
第二種中高層住居専用地域	230	230	230	231	232	242	243	247	258	258	258	258	258	255
第一種住居地域	160	162	162	172	177	177	178	184	182	182	222	220	215	218
第二種住居地域	6	6	6	6	6	13	13	13	13	13	13	15	20	20
近隣商業地域	49	49	49	49	49	49	49	56	56	56	62	62	62	62
商業地域	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	30	30	30	30	30	30	30
準工業地域	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	59	59	59	59
工業地域	25	79	79	79	79	79	79	79	79	86	97	97	97	97
工業専用地域	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	0	0	0	0
合計	777.6	854.6	902.6	930.6	930.6	956.6	962.6	1,018	1,027	1,034	1,083	1,083	1,083	1,083

*各用途地域の建ぺい率、容積率及び建築物の高さの限度(音更町内)

	一低	二低	一中	二中	一住	二住	準住	田住	近商	商業	準工	工業	工専	備考
建ぺい率(%)	40	40	60	60	60	60			80	-	60	60		表中の「-」については、各法令の定めによる。
容積率(%)	60	60	200	200	200	200	指定無し	指定無し	200	400	200	200	指定無し	
建築物の高さの限度	10m	10m	-	-	-	-			-	-	-	-		

4-2 特別用途地区（特別工業地区）

建築物に一定の制限を行い、土地利用の適正化及び効率化を図るため、北開進地区、共栄地区の一部、IC工業団地地区及び共栄南Ⅲ地区を指定しています。制限内容は音更町特別工業地区建築条例で定めています。

都市計画決定		種 類	面 積 (ha)	基本用途地域	主 な 規 制 建 築 物
告示年月日	告示番号				
昭和58年4月28日	音更町告示第45号	特別工業地区	11	工業地域	・特別工業地区 一般住宅、遊戯施設、準工業地域規制の工場など
平成2年9月17日	音更町告示第75号	特別工業地区	25	工業地域	
平成4年4月3日	音更町告示第44号	第1種特別工業地区	25	工業地域	・第1種特別工業地区 一般住宅、遊戯施設、準工業地域規制の工場、床面積が500平方メートルを超える店舗など ・第2種特別工業地区 遊技場、商業地域規制建築物 ・第3種特別工業地区 一般住宅、遊戯施設、一部を除く準工業地域規制の工場、床面積が3,000平方メートルを超える店舗など
		第2種特別工業地区	10	準工業地域	
平成9年3月28日	音更町告示第32号	第1種特別工業地区	79	工業地域	
		第2種特別工業地区	10	準工業地域	
平成22年4月6日	音更町告示第59号	第1種特別工業地区	86	工業地域	
		第2種特別工業地区	10	準工業地域	
平成23年3月29日	音更町告示第66号	第1種特別工業地区	86	工業地域	
		第2種特別工業地区	10	準工業地域	
		第3種特別工業地区	11	工業地域	

4-3 高度利用地区

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、音更六新地区で約0.9haを指定しています。

都市計画決定		地 区 名	面 積	街 区 番 号	建築物の延べ面積に対する割合の最高限度及最低限度		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備 考
告示年月日	告示番号				最高限度	最低限度			
平成11年10月7日	音更町告示第96号	音更六新地区	約0.9ha	1	第一地区（商業地域）		80%	200㎡以上	
					400%	100%			
					第二地区（近隣商業地域）				
					200%	60%			
				2	200%	60%	80%	200㎡以上	
ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。									

4-4 準防火地域

市街地における火災の危険を防ぐため地域を指定し、構造面で規制することにより延焼を避けようとするものです。本町では、商業地域と近隣商業地域の全域を指定しています。

都市計画決定		面 積	備 考
告示年月日	告示番号		
昭和48年4月1日	音更町告示第17号	約22.5ha	(商業地域+近隣商業地域)
昭和58年4月28日	音更町告示第44号	約29.9ha	
平成4年4月3日	音更町告示第43号	約31.0ha	
平成7年7月7日	音更町告示第67号	約51.0ha	
平成18年3月31日	音更町告示第53号	約86.0ha	
平成23年3月29日	音更町告示第68号	約92.0ha	

5 都市施設

都市施設とは、都市の生活や生産活動を繰り広げるうえで誰もが利用する根幹的な施設のことで、都市の骨組みを形作っているものです。都市計画では、都市の合理的な利用及び制限のもとに、道路、公園、下水道などをはじめとする都市施設の位置、規模、構造などを必要に応じて定めることができます。

5-1 都市計画道路

① 都市計画の決定経過

都市計画決定		決定等の内容
告示年月日	告示番号	
昭和19年4月26日	内務省告示第198号	帯広都市計画街路の当初決定により、大橋通の終点が音更村内に設定された。
昭和34年3月27日	建設省告示第566号	帯広市の隣村合併に伴う街路網の再編成により、大橋通が十勝大橋通に名称変更された。
昭和38年6月26日	建設省告示第1409号	帯広市総合計画に基づく街路網の全面変更で、音更町内において十勝大橋通が大通に路線変更された。
昭和43年9月12日	建設省告示第2655号	帯広都市計画街路の見直しによる新規決定（鈴蘭通・桜が丘通・音更中央通・5線通）と既存路線変更（大通の起点・一部幅員変更。）。
昭和46年3月29日	北海道告示第768号	事業実施に伴う桜が丘通の一部幅員変更。
昭和48年4月20日	北海道告示第1109号	木野土地区画整理事業に伴う新規決定（木野東通・宝来通）。
昭和48年5月21日	北海道告示第1520号	帯広圏都市計画の決定に伴う新規決定（音更北大通・音更東大通・木野西通・木野東大通・柳町通・花園通。桜が丘通の一部と音更中央通の一部を千畳通として統合し、幅員変更。）と既存路線変更（音更大通を大通から分割。5線通を国見通として鈴蘭通の一部を統合し、幅員変更。鈴蘭通の一部を公園通として分割。音更中央通の終点・幅員変更。桜が丘通の終点変更。鈴蘭通の起点・線形変更と平面交差（国鉄士幌線）新設。宝来通・木野東通の名称（番号）変更。）。
昭和53年11月6日	北海道告示第3376号	事業実施に伴う既存路線変更（木野東通の線形変更。木野東大通の起点変更。）。
昭和58年2月3日	北海道告示第181号(2)	帯広北新道の新規決定に伴う既存路線変更（雄飛が丘通を千畳通から分割し終点変更。千畳通の起終点変更。音更大通及び音更北大通の起点変更。国見通の終点変更。）。
昭和59年7月2日	北海道告示第1206号(2)	帯広圏都市計画道路の見直しに伴う新規決定（共栄通（帯広市）の一部を鈴蘭新通として分割し、終点を音更町内に変更。）と公園通の終点変更。宝来土地区画整理事業に伴う新規決定（宝来中央通・宝来西通・宝来東通・宝来南通）と宝来通の終点変更。
昭和63年3月10日	北海道告示第324号	国鉄士幌線の廃止に伴う既存路線変更（帯広北新道の立体交差を平面交差に変更。音更大通・音更中央通の一部隅切部変更。桜が丘通の立体交差部を平面交差に変更し、終点・一部幅員変更。）と事業実施に伴う音更東大通の一部線形変更。
平成元年6月1日	北海道告示第852号	国鉄士幌線の廃止に伴う既存路線変更（音更北大通の終点変更と雄飛が丘通の起点変更）と事業実施に伴う国見通の区域変更（擁壁部・法区域）。
平成2年9月17日	北海道告示第1304号	市街化区域拡大に伴う基線通・緑陽通・木野北通の新規決定。
平成2年10月18日	北海道告示第1491号	木野築堤の引堤事業に伴う既存路線変更（音更大通の一部線形・一部幅員変更。木野東通の一部幅員変更。）。

都市計画決定		決定等の内容
告示年月日	告示番号	
平成5年5月28日	北海道告示第801号	事業実施に伴う鈴蘭新通の一部区域変更（橋梁部）と一部幅員変更。
平成6年8月19日	北海道告示第1243号	事業実施に伴う木野東大通の一部線形・終点変更と柳町通の起点変更。
平成7年4月11日	北海道告示第555号	事業実施に伴う雄飛が丘通の一部区域変更（法区域）。
平成7年12月22日	北海道告示第1926号	音更市街地の再整備に伴う音更中央通の一部幅員変更と音更北大通・桜が丘通・雄飛が丘通の延長変更。
平成9年3月28日	北海道告示第460号	市街化区域拡大に伴う新規決定（物流団地通・緑陽北通。木野北通の一部を緑陽西通として分割。）と既存路線変更（宝来南通の名称（番号）・終点変更。音更大通の区域変更（隅切部）。国見通の起点・一部幅員変更。鈴蘭新通・雄飛が丘通・宝来中央通の終点変更。音更北大通の区域変更（擁壁部・法区域）。木野北通の区域・終点変更。）。
平成10年3月31日	北海道告示第461号	南宝来地区の特定保留解除と土地区画整理事業に伴う新規決定（南宝来通）と宝来中央通の起点変更。
平成10年10月6日	北海道告示第1707号	事業実施に伴う木野北通の区域変更（法区域）。
平成11年8月13日	北海道告示第1432号	事業実施に伴う宝来南通の区域変更（擁壁部・橋梁部）と車線数決定（2車線）。
平成12年3月31日	北海道告示第569号	すずらん台地区の特定保留解除と土地区画整理事業に伴う既存路線の変更（公園通の起終点変更と車線数決定（2車線）。鈴蘭新通の区域変更（隅切部）と車線数決定（2車線））。事業実施に伴う国見通の区域変更（副道部）と車線数決定（4車線（一部2車線））。
	音更町告示第35号	すずらん台地区の特定保留解除と土地区画整理事業に伴う鈴蘭公園通の新規決定（2車線）。
平成16年3月9日	北海道告示第248号	事業実施に伴う国見通の一部幅員変更と区域変更（隅切部）。
平成18年3月31日	北海道告示第311号	事業実施に伴う国見通の一部幅員変更と区域変更（橋梁部）。
	音更町告示第54号	市街化区域拡大に伴う開進通の新規決定（2車線）。
平成19年8月7日	北海道告示第544号	事業実施に伴う鈴蘭公園通の一部幅員の変更、一部線形の変更及び位置表示の変更。
平成21年6月26日	北海道告示第485号	一部区域、幅員、線形、起点・終点の変更、字名改正による位置表示の変更及び車線数の決定（帯広北新道、音更大通、緑陽北通、音更北大通、千畳通、音更中央通、桜が丘通、音更東大通、鈴蘭通、木野西通、宝来通、木野東通、木野東大通、柳町通、花園通、雄飛が丘通、宝来中央通、宝来西通、宝来東通、基線通、緑陽通、木野北通、緑陽西通、物流団地通、南宝来通）。
平成25年3月4日	音更町告示第28号	事業実施に伴う雄飛が丘通の一部幅員の変更。
平成27年3月5日	音更町告示第84号	事業実施に伴う物流団地通の幅員及び名称の変更と雄飛が丘通の終点の変更。

② 都市計画道路一覧

No.	路線名		位置			区域	構造		当初決定	最終変更	備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長 (全区間延長)	車線数	幅員 ・ほ代表幅員			
1	3-3-45	帯広北新道	帯広市 西17条北1丁目	字東和西4線	字音更及び字下音更	約 10,540 (約 12,470)	4車線	m ・28 (50)	S58. 2. 3 北海道告示 第181号(2)	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	一部区域の変更及び車線数の決定(国道241号)
2	3-3-101	音更大通	字東和	帯広市 大通北1丁目	木野大通東19丁目	約 8,950 (約 9,380)	4車線	16 ・22 27	S19. 4. 26 内務省告示 第198号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	一部区域、幅員、線形、起点の変更及び車線数の決定(国道241号)
3	3-3-102	国見通	宝来北2条4丁目	字然別	中鈴蘭北6丁目	約 4,680	4車線 (一部 2車線)	23 ・25	S43. 9. 12 建設省告示 第2655号	H18. 3. 31 北海道告示 第311号	一部幅員の縮小変更、区域の変更(主要道道帯広浦幌線・主要道道帯広新得線)
4	3-3-120	宝来南通	宝来東町南2丁目	木野大通東2丁目	宝来西町南2丁目	約 1,580	2車線	20 ・22 23	S59. 7. 2 北海道告示 第1206号(2)	H11. 8. 13 北海道告示 第1432号	区域の変更、車線数の決定(一般道道長流枝内木野停車場線)
5	3-3-124	緑陽北通	木野大通西19丁目	字下音更	緑陽台北区	約 1,910	2車線	22	H 9. 3. 28 北海道告示 第460号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定
6	3-3-128	鈴蘭公園通	木野大通西3丁目	すずらん台南1丁目	鈴蘭公園	約 1,650	2車線	17.5 ・22	H12. 3. 31 音更町告示 第35号	H19. 8. 7 北海道告示 第544号	一部幅員の変更、一部線形の変更、位置表示の変更
7	3-4-50	鈴蘭新通	帯広市 西12条北1丁目	北鈴蘭北5丁目	中鈴蘭南6丁目	約 1,450 (約 3,410)	2車線	(・18) 20 22	S59. 7. 2 北海道告示 第1206号(2)	H12. 3. 31 北海道告示 第569号	区域の変更、車線数の決定(主要道道帯広新得線・一般道道上土幌土幌音更線)
8	3-4-103	音更北大通	字音更	大通2丁目	北陽台	約 1,450	2車線	18	S48. 5. 21 北海道告示 第1520号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定
9	3-4-104	千量通	雄飛が丘	北陽台	桜が丘	約 1,100	2車線	18	S48. 5. 21 北海道告示 第1520号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定
10	3-4-105	音更中央通	大通12丁目	柏寿台	大通7丁目	約 1,560	2車線	16 18 ・20	S43. 9. 12 建設省告示 第2655号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	一部幅員、線形、区域、終点の変更及び車線数の決定(主要道道音更新得線)
11	3-4-106	桜が丘通	桜が丘西	新通7丁目	大通7丁目	約 970	2車線	16 ・18	S43. 9. 12 建設省告示 第2655号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定

No.	路線名		位置			区域	構造		当初決定	最終変更	備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長 (全区間延長)	車線数	幅員 ・は代表幅員			
12	3・4・107	音更東大通	東通12丁目	新通2丁目	新通7丁目	約 1,690	2車線	m 18	S48. 5. 21 北海道告示 第1520号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定
13	3・4・108	鈴蘭通	木野大通西8丁目	中鈴蘭元町	木野西通8丁目	約 1,120	2車線	18	S43. 9. 12 建設省告示 第2655号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定
14	3・4・109	木野西通	木野西通9丁目	木野西通11丁目	木野西通10丁目	約 530	2車線	18	S48. 5. 21 北海道告示 第1520号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定
15	3・4・110	宝来通	木野大通東5丁目	宝来東町北1丁目	宝来西町南1丁目	約 1,440	2車線	16 18 ・20	S48. 4. 20 北海道告示 第1109号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定及び位置表示 の変更（主要道道帯広浦幌 線）
16	3・4・111	公園通	南鈴蘭南3丁目	すずらん台南町1丁目	中鈴蘭南4丁目	約 1,360	2車線	・16 18	S48. 5. 21 北海道告示 第1520号	H12. 3. 31 北海道告示 第569号	起終点の変更、車線数の決定
17	3・4・112	木野東通	木野大通東1丁目	木野大通東8丁目	木野東通5丁目	約 1,760	2車線	・16 18	S48. 4. 20 北海道告示 第1109号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定
18	3・4・113	木野東大通	木野大通東9丁目	木野大通東19丁目	柳町仲区	約 3,250	2車線	・16 18	S48. 5. 21 北海道告示 第1520号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定
19	3・4・114	柳町通	柳町南区	木野大通東15丁目	木野大通東15丁目	約 460	2車線	16	S48. 5. 21 北海道告示 第1520号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定
20	3・4・115	花園通	新通12丁目	東通12丁目	新通12丁目	約 530	2車線	18	S48. 5. 21 北海道告示 第1520号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定
21	3・4・116	雄飛が丘通	大通12丁目	字音更	雄飛が丘南区	約 2,190	2車線	・18 13. 25	S58. 2. 3 北海道告示 第181号(2)	H27. 3. 5 音更町告示 第84号	一部幅員の変更、終点の変更
22	3・4・117	宝来中央通	ひびき野仲町1丁目	宝来北2条4丁目	宝来東町南1丁目	約 1,860	2車線	・20 21	S59. 7. 2 北海道告示 第1206号(2)	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定及び位置表示 の変更
23	3・4・118	宝来西通	宝来西町南2丁目	宝来西町北1丁目	宝来西町南1丁目	約 800	2車線	16	S59. 7. 2 北海道告示 第1206号(2)	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定及び位置表示 の変更

No.	路線名		位置			区域	構造		当初決定	最終変更	備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長 (全区間延長)	車線数	幅員 ・ほ代表幅員			
24	3・4・119	宝来東通	宝来東町南2丁目	宝来東町北1丁目	宝来東町南1丁目	約 800	2車線	m 16	S59. 7. 2 北海道告示 第1206号(2)	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定及び位置表示 の変更
25	3・4・121	基線通	木野西通12丁目	木野西通15丁目	木野西通13丁目	約 1,090	2車線	18	H 2. 9. 17 北海道告示 第1304号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定
26	3・4・122	緑陽通	緑陽台南区	木野大通西15丁目	木野西通15丁目	約 1,180	2車線	18	H 2. 9. 17 北海道告示 第1304号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定
27	3・4・123	木野北通	木野大通東13丁目	北鈴蘭北5丁目	緑陽台南区	約 2,130	2車線	18	H 2. 9. 17 北海道告示 第1304号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定
28	3・4・125	緑陽西通	緑陽台南区	緑陽台南区	緑陽台南区	約 540	2車線	18	H 9. 3. 28 北海道告示 第460号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定
29	3・5・126	物流団地通	字音更	字音更	字音更	約 1,110	2車線	-13.25 10.5	H 9. 3. 28 北海道告示 第460号	H27. 3. 5 音更町告示 第84号	車線数の決定、幅員及び路 線番号の変更
30	3・4・127	南宝来通	ひびき野東町1丁目	ひびき野西町1丁目	ひびき野仲町2丁目	約 1,080	2車線	18	H10. 3. 31 北海道告示 第461号	H21. 6. 26 北海道告示 第485号	車線数の決定及び位置表示 の変更
31	3・4・129	開進通	木野大通東17丁目	木野大通東17丁目	木野大通東17丁目	約 360	2車線	18	H18. 3. 31 音更町告示 第54号		
合計		31路線				約 61,120 (約 65,440)					

③ 都市計画道路の整備状況

道路種別	計 画		整 備 状 況				備 考
	路線数	計画延長 (m)	改良済延長 (m)	舗装済延長 (m)	改良率 (%)	整備率 (%)	
国 道	2	19,490	12,400	12,400	63.62	63.62	
道 道	5	10,710	10,150	10,150	94.77	94.77	
町 道	24	30,920	25,520	25,520	82.54	82.54	
計	31	61,120	48,070	48,070	78.65	78.65	

* 「改良済延長」とは、「用地が計画どおり確保されており、自動車交通に供用開始（暫定断面も可）されている区間の延長。」をいう。
「舗装済延長」とは、「改良済区間のうち車道部分（暫定断面も可）が本舗装されている区間の延長（段階施工を含む本舗装でないものは含めない。）。」をいう。

5-2 公園・緑地

① 都市計画の決定経過

都市計画決定		決定等の内容
告示年月日	告示番号	
昭和31年9月5日	建設省告示 第1486号	鈴蘭公園が新規決定された。(帯広都市計画として決定。H元.11.1に管理権を移譲された。)
昭和43年9月12日	建設省告示 第2657号	鈴蘭公園が区域変更された。(帯広都市計画として変更。)
昭和46年3月4日	音更町告示 第 8号	音更西公園の新規決定。
昭和46年11月25日	音更町告示 第 50号	音更北公園・木野西公園の新規決定。
昭和49年11月1日	北海道告示 第3424号	中鈴蘭公園の新規決定。
昭和50年3月31日	北海道告示 第 961号	十勝が丘公園の新規決定
昭和52年2月10日	北海道告示 第 335号	帯広圏都市計画緑地に音更川河川緑地(190.6ha)を追加。
昭和54年2月10日	音更町告示 第 3号	音更北展望公園・木野仲公園・木野東公園・木野南公園の新規決定。
昭和59年9月20日	音更町告示 第 74号	雄飛が丘中央公園・雄飛が丘南公園・雄飛が丘仲公園・雄飛が丘北公園の新規決定。
昭和63年2月1日	音更町告示 第 9号	宝来西公園・宝来東公園・宝来北公園の新規決定。
昭和63年2月12日	北海道告示 第 202号	宝来中央公園の新規決定。
平成元年12月11日	北海道告示 第 70号	音更西公園・音更北公園・木野西公園・音更北展望公園・木野仲公園・木野東公園・木野南公園・雄飛が丘中央公園・雄飛が丘南公園・雄飛が丘仲公園・雄飛が丘北公園・宝来西公園・宝来東公園・宝来北公園の名称(番号)変更。
平成2年9月17日	北海道告示 第1304号	むつみ公園の新規決定。
平成3年2月20日	音更町告示 第 11号	共栄あさがお公園・緑陽台こすもす公園・むつみすみれ公園・開進あやめ公園・共栄つつじ公園の新規決定。
平成4年12月10日	音更町告示 第 109号	ひなげし公園の新規決定。
平成4年12月11日	北海道告示 第1901号	鈴蘭公園の種別及び名称(番号)の変更。
平成7年7月14日	北海道告示 第1091号	音更川河川緑地を廃止し十勝川水系河川緑地(当初決定:S49.6.1)に編入及び十勝川水系河川緑地の区域拡大。
平成10年3月17日	北海道告示 第 358号	十勝エコロジーパークの新規決定。
平成10年6月12日	北海道告示 第 964号	希望が丘運動公園の新規決定。
平成12年3月31日	北海道告示 第 569号	鈴蘭公園の区域の変更及び面積の縮小変更。(17.4ha→14.7ha)
平成12年11月8日	音更町告示 第 116号	ひびき野仲公園・ひびき野東公園・宝来南公園・ひびき野南公園・ひびき野西公園の新規決定。
平成15年10月14日	音更町告示 第 127号	すずらん台北公園・すずらん台仲公園・すずらん台東公園・緑陽東公園・共栄仲公園の新規決定。
平成18年3月31日	音更町告示 第 55号	宝来せせらぎ公園・開進南公園・柳町西公園の新規決定。
平成19年4月9日	音更町告示 第 49号	中鈴蘭公園から若草公園に名称変更。
平成19年8月7日	北海道告示 第 544号	鈴蘭公園の区域の変更及び面積の変更。(14.7ha→14.9ha)
平成20年3月28日	音更町告示 第 41号	東栄東公園の新規決定。
平成23年3月1日	音更町告示 第 42号	東栄東公園から北花園公園に名称変更。 宝来中央公園・宝来西公園・宝来東公園・宝来北公園・ひびき野仲公園・ひびき野東公園・宝来南公園・ひびき野南公園・ひびき野西公園・すずらん台北公園・すずらん台仲公園・すずらん台東公園の字名改正による位置表示変更。
平成28年9月13日	帯広市告示 第 249号	十勝川水系河川緑地の区域及び面積変更。(1,511.2ha→1,515.1ha)※帯広市3.9ha区域拡大。
平成30年3月1日	音更町告示 第 20号	木野西公園の区域の変更。(13平方メートル縮小)

② 都市公園・緑地一覧

ア 都市計画施設

No.	名 称		種別	面 積 (ha)		位 置	当 初 決 定	最 終 変 更	備 考
	番 号	公 園 名		計 画	供 用				
1	5-5-101	鈴蘭公園	総合	14.9	14.93	鈴蘭公園2番地1～4	S31.9.5 建設省告示 第1486号	H19.8.7 北海道告示 第544号	当初開設 T15.4.1 供用開始H元.11.1 都決変更内容 区域及び面積変更 (注)計画面積と供用面積との差異は端数処理のため。
2	5-5-102	十勝が丘公園	"	10.1	10.07	十勝川温泉 北14丁目3番地10-4番地1 北15丁目3番地3-4番地1	S50.3.31 北海道告示 第961号		供用開始 S61.1.10 (注)計画面積と供用面積との差異は端数処理のため。
3	4-4-101	むつみ公園	地区	4.0	4.03	木野西通13丁目1番地3-8～12	H2.9.17 北海道告示 第1304号		供用開始 H9.3.28 (注)計画面積と供用面積との差異は端数処理のため。
4	3-3-101	若草公園	近隣	2.1	2.15	南鈴蘭北1丁目1番地	S49.11.1 北海道告示 第3424号	H19.4.9 音更町告示 第49号	供用開始 S51.10.1 都決変更内容 名称(公園名)の変更
5	3-3-102	宝来中央公園	"	2.0	2.00	宝来仲町南2丁目1番地	S63.2.12 北海道告示 第202号	H23.3.1 音更町告示 第42号	供用開始 H3.3.26 都決変更内容 位置表示の変更
6	2-2-201	音更西公園	街区	0.18	0.18	大通6丁目4番地2～7・12	S46.3.4 音更町告示 第8号	H元.12.11 音更町告示 第70号	供用開始 S47.9.1 都決変更内容 名称(番号)の変更
7	2-2-202	音更北公園	"	0.10	0.10	大通2丁目1番地6-7-9-10	S46.11.25 音更町告示 第50号	H元.12.11 音更町告示 第70号	供用開始 S48.11.1 都決変更内容 名称(番号)の変更
8	2-2-203	木野西公園	"	0.07	0.07	木野大通西4丁目1番地9	S46.11.25 音更町告示 第50号	H30.3.1 音更町告示 第20号	供用開始 S48.11.1 都決変更内容 名称(番号)、区域の変更
9	2-2-204	音更北展望公園	"	0.76	0.60	大通北1丁目1番地	S54.2.10 音更町告示 第3号	H元.12.11 音更町告示 第70号	供用開始 S54.9.22 都決変更内容 名称(番号)の変更
10	2-2-205	木野仲公園	"	0.19	0.19	木野東通5丁目4番地	S54.2.10 音更町告示 第3号	H元.12.11 音更町告示 第70号	供用開始 S55.12.29 都決変更内容 名称(番号)の変更
11	2-2-206	木野東公園	"	0.23	0.23	木野東通4丁目5番地13-14	S54.2.10 音更町告示 第3号	H元.12.11 音更町告示 第70号	供用開始 S56.12.28 都決変更内容 名称(番号)の変更
12	2-2-207	木野南公園	"	0.37	0.37	木野東通2丁目8番地	S54.2.10 音更町告示 第3号	H元.12.11 音更町告示 第70号	供用開始 H5.11.18 都決変更内容 名称(番号)の変更

No.	名 称		種別	面 積 (ha)		位 置	当 初 決 定	最 終 変 更	備 考
	番 号	公 園 名		計 画	供 用				
13	2-2-208	雄飛が丘中央公園	街区	0.64	0.64	雄飛が丘仲区1番地8	S59. 9.20 音更町告示 第74号	H元. 12.11 音更町告示 第70号	供用開始 H元. 1.18 都決変更内容 名称(番号)の変更
14	2-2-209	雄飛が丘南公園	"	0.25	0.25	雄飛が丘南区11番地9	S59. 9.20 音更町告示 第74号	H元. 12.11 音更町告示 第70号	供用開始 S61. 1.10 都決変更内容 名称(番号)の変更
15	2-2-210	雄飛が丘仲公園	"	0.25	0.25	雄飛が丘仲区1番地195	S59. 9.20 音更町告示 第74号	H元. 12.11 音更町告示 第70号	供用開始 S63. 1.7 都決変更内容 名称(番号)の変更
16	2-2-211	雄飛が丘北公園	"	0.25	0.25	雄飛が丘北区1番地85	S59. 9.20 音更町告示 第74号	H元. 12.11 音更町告示 第70号	供用開始 S62. 1.16 都決変更内容 名称(番号)の変更
17	2-2-212	宝来西公園	"	0.20	0.20	宝来西町南1丁目2番地3	S63. 2. 1 音更町告示 第9号	H23. 3. 1 音更町告示 第42号	供用開始 H2. 3.28 都決変更内容 位置表示の変更
18	2-2-213	宝来東公園	"	0.20	0.20	宝来東町南1丁目8番地11	S63. 2. 1 音更町告示 第9号	H23. 3. 1 音更町告示 第42号	供用開始 H3. 3.26 都決変更内容 位置表示の変更
19	2-2-214	宝来北公園	"	0.20	0.20	宝来東町北1丁目7番地1	S63. 2. 1 音更町告示 第9号	H23. 3. 1 音更町告示 第42号	供用開始 H3. 3.26 都決変更内容 位置表示の変更
20	2-2-215	共栄あさがお公園	"	0.10	0.10	木野大通東14丁目4番地60	H 3. 2.20 音更町告示 第11号		供用開始 H4. 3.30
21	2-2-216	緑陽台こすもす公園	"	0.13	0.13	緑陽台南区3番地73	H 3. 2.20 音更町告示 第11号		供用開始 H3. 3.26
22	2-2-217	むつみすみれ公園	"	0.06	0.06	木野西通14丁目18番地23	H 3. 2.20 音更町告示 第11号		供用開始 H4. 3.30
23	2-2-218	開進あやめ公園	"	0.12	0.12	木野大通東16丁目2番地23	H 3. 2.20 音更町告示 第11号		供用開始 H6. 6.10
24	2-2-219	共栄つつじ公園	"	0.42	0.42	木野大通東14丁目4番地145 15丁目3番地1・46	H 3. 2.20 音更町告示 第11号		供用開始 H4. 3.30
25	2-2-220	ひなげし公園	"	0.10	0.10	新通5丁目3番地9・28	H 4. 12.10 音更町告示 第109号		供用開始 H6. 6.10

No.	名 称		種別	面 積 (ha)		位 置	当 初 決 定	最 終 変 更	備 考
	番 号	公 園 名		計 画	供 用				
26	2-2-221	ひびき野仲公園	街区	0.25	0.25	ひびき野仲町1丁目20番地	H12.11.8 音更町告示 第116号	H23.3.1 音更町告示 第42号	供用開始 H14.3.25 都決変更内容 位置表示の変更
27	2-2-222	ひびき野東公園	"	0.25	0.25	ひびき野東町1丁目28番地	H12.11.8 音更町告示 第116号	H23.3.1 音更町告示 第42号	供用開始 H15.3.24 都決変更内容 位置表示の変更
28	2-2-223	宝来南公園	"	0.20	0.20	宝来東町南2丁目39番地	H12.11.8 音更町告示 第116号	H23.3.1 音更町告示 第42号	供用開始 H17.3.23 都決変更内容 位置表示の変更
29	2-2-224	ひびき野南公園	"	0.48	0.48	ひびき野仲町2丁目15番地	H12.11.8 音更町告示 第116号	H23.3.1 音更町告示 第42号	供用開始 H16.3.25 都決変更内容 位置表示の変更
30	2-2-225	ひびき野西公園	"	0.25	0.25	ひびき野西町1丁目21番地	H12.11.8 音更町告示 第116号	H23.3.1 音更町告示 第42号	供用開始 H19.3.26 都決変更内容 位置表示の変更
31	2-2-226	すずらん台北公園	"	0.27	0.27	すずらん台北町1丁目10番地	H15.10.14 音更町告示 第127号	H23.3.1 音更町告示 第42号	供用開始 H17.3.23 都決変更内容 位置表示の変更
32	2-2-227	すずらん台仲公園	"	0.30	0.30	南鈴蘭北6丁目12番地	H15.10.14 音更町告示 第127号	H23.3.1 音更町告示 第42号	供用開始 H19.3.26 都決変更内容 位置表示の変更
33	2-2-228	すずらん台東公園	"	0.25	0.25	南鈴蘭南4丁目18番地	H15.10.14 音更町告示 第127号	H23.3.1 音更町告示 第42号	供用開始 H18.3.24 都決変更内容 位置表示の変更
34	2-2-229	緑陽東公園	"	0.16	0.16	緑陽台南区21番地51	H15.10.14 音更町告示 第127号		供用開始 H16.3.25
35	2-2-230	共栄仲公園	"	0.18	0.18	木野西通14丁目1番地19 15丁目1番地42	H15.10.14 音更町告示 第127号		供用開始 H16.3.25
36	2-2-231	宝来せせらぎ公園	"	0.16	0.16	宝来西町北1丁目9番地	H18.3.31 音更町告示 第55号		供用開始 H18.3.24
37	2-2-232	開進南公園	"	0.13	0.13	木野大通東17丁目	H18.3.31 音更町告示 第55号		供用開始 H19.3.26
38	2-2-233	柳町西公園	"	0.21	0.21	柳町仲区	H18.3.31 音更町告示 第55号		供用開始 H19.3.26

No.	名 称		種別	面 積 (ha)		位 置	当 初 決 定	最 終 変 更	備 考
	番 号	公 園 名		計 画	供 用				
39	2-2-234	北花園公園	街区	0.23	0.23	東通11丁目	H20. 3. 28 音更町告示 第41号	H23. 3. 1 音更町告示 第42号	供用開始 H20. 11. 13 都決変更内容 名称(公園名)の変更
40	9-7- 1	十勝エコロジーパーク	広域	(409. 2) 80. 8 ※幕別町290. 4 ※池田町38. 0	(140. 9) 79. 6 ※幕別町49. 0 ※池田町12. 3	十勝川温泉 十勝川温泉南17~20丁目	H10. 3. 17 北海道告示 第358号	H19. 8. 7 北海道告示 第544号	計画及び供用面積欄の上段()内は公園 全体の面積で、下段は本町分の面積。 供用開始 H15. 7. 20
41	6-5-101	希望が丘運動公園	運動	13. 9	13. 91	希望が丘2番地1 4番地1 6番地1・5	H10. 6. 12 北海道告示 第964号		当初開設 S53. 11. 30 供用開始 S59. 2. 24
42	1	十勝川水系河川緑地	緑地	(1, 515. 1) 629. 3 ※帯広市671. 0 ※幕別町214. 8	84. 20 (柳)20. 82 (宝)3. 38 (木)4. 53 (温)20. 67 (音)10. 09 (す)21. 44 (宝地)3. 27	字音更、字東和、字然別、 字下士幌、新通6~7丁目、 東通15~16丁目、宝来本 通、宝来北1~6条、宝来南1 ~2条、十勝川温泉南	S49. 6. 1 北海道告示 第1877号	(H28. 9. 13 帯広市告示 第249号) H7. 7. 14 北海道告示 第1091号	計画面積欄の上段()内は公園全体の面 積で、下段は本町分の面積。 供用開始 S52. 9. 14 (柳町広場) S55. 12. 29 (宝来広場) H 2. 3. 27 (木野広場) H 8. 3. 29 (温泉) H 8. 3. 29 (音更) H13. 6. 19 (すずらん) H19. 3. 26 (宝来地先) 都決変更内容 河川緑地の再編成 区域拡大(帯広市)
都市公園・緑地内訳 (都市計画施設)			総合公園	2	25. 0	25. 00			
			地区公園	1	4. 0	4. 03	(注) 計画面積と供用面積との差異は端数処理のため。		
			近隣公園	2	4. 1	4. 15	(注) 計画面積と供用面積との差異は端数処理のため。		
			街区公園	34	8. 14	7. 98			
			広域公園	1	(409. 2) 80. 8	79. 60	(注) 計画面積欄の上段の()内は公園全体の面積で、下段は本町分の面積。		
			運動公園	1	13. 9	13. 91			
			緑 地	1	(1, 515. 1) 629. 3	84. 20	(注) 計画面積欄の上段の()内は公園全体の面積で、下段は本町分の面積。		
小 計			42	(1, 979. 44) 765. 24	218. 87	(注) 計画面積欄の上段の()内は公園全体の面積で、下段は本町分の面積。			

イ 都市計画施設以外

No.	名 称		種別	面 積 (ha)		位 置	当 初 決 定	最 終 変 更	備 考
	番 号	公 園 名		計 画	供 用				
43	-	なつぞら公園	地区	-	4.17	なつぞら3番地	-	-	供用開始 R3.12.24
44	-	千畳敷公園	近隣	-	3.40	元町2番地 3番地	-	-	供用開始 S46.8.1
45	-	緑陽台近隣公園	〃	-	2.89	緑陽台仲区16番地6 29番地2	-	-	当初開設 S54.6.5 供用開始 S59.2.24
46	-	新通北公園	街区	-	0.05	新通北1丁目7番地2・7	-	-	当初開設 S52.9.6 供用開始 S59.2.24
47	-	北明三春公園	〃	-	0.18	新通北1丁目11番地2 2丁目3番地120	-	-	供用開始 H10.3.27
48	-	交通公園	〃	-	0.59	大通6丁目1番地30・31	-	-	供用開始 H元.11.1
49	-	音更仲公園	〃	-	0.13	大通9丁目1番地2	-	-	当初開設 S38.10.31 供用開始 S59.2.24
50	-	東栄あじさい公園	〃	-	0.03	新通11丁目4番地20	-	-	供用開始 H3.3.26
51	-	梢公園	〃	-	0.09	東通12丁目4番地1	-	-	当初開設 S47.11.30 供用開始 S59.2.24
52	-	若葉公園	〃	-	0.11	大通12丁目15番地20・21・24	-	-	当初開設 S53.9.25 供用開始 S59.2.24
53	-	花園公園	〃	-	0.14	東通12丁目11番地13	-	-	当初開設 S51.7.31 供用開始 S59.2.24
54	-	南花園公園	〃	-	0.08	新通15丁目2番地12	-	-	供用開始 H7.3.30
55	-	柏寿台北公園	〃	-	0.04	柏寿台2番地43	-	-	当初開設 S55.11.20 供用開始 S59.2.24
56	-	柏寿台南公園	〃	-	0.03	柏寿台2番地23	-	-	当初開設 S55.9.10 供用開始 S61.1.10
57	-	北陽台東公園	〃	-	0.23	北陽台1番地1	-	-	当初開設 S54.12.12 供用開始 S59.2.24
58	-	北陽台西公園	〃	-	0.26	北陽台7番地2	-	-	当初開設 S51.10.24 供用開始 S59.2.24
59	-	桜が丘東公園	〃	-	0.15	桜が丘5番地2	-	-	当初開設 S42.11.30 供用開始 S59.2.24
60	-	桜が丘西公園	〃	-	0.15	桜が丘5番地7 8番地1	-	-	当初開設 S55.9.10 供用開始 S59.2.24

No.	名 称		種別	面 積 (ha)		位 置	当 初 決 定	最 終 変 更	備 考
	番 号	公 園 名		計 画	供 用				
61	-	ハイウェイ記念公園	街区	-	0.25	大通17丁目1番地9~11・13 新通17丁目1番地6・8~10	-	-	供用開始 H8.3.29
62	-	開進緑地公園	〃	-	0.21	東通20丁目1番地9	-	-	供用開始 H4.3.30
63	-	柳町たんぼぼ公園	〃	-	0.02	柳町北区20番地40	-	-	供用開始 H3.3.26
64	-	柳町北公園	〃	-	0.06	柳町北区8番地9	-	-	当初開設 S51.7.22 供用開始 S59.2.24
65	-	柳町北2公園	〃	-	0.13	柳町北区5番地4	-	-	当初開設 S51.10.31 供用開始 S59.2.24
66	-	柳町中央公園	〃	-	0.53	柳町仲区11番地2	-	-	当初開設 S53.10.31 供用開始 S59.2.24
67	-	柳町仲公園	〃	-	0.10	柳町仲区5番地5	-	-	当初開設 S51.7.22 供用開始 S59.2.24
68	-	柳町南公園	〃	-	0.10	柳町南区10番地1	-	-	当初開設 S51.7.22 供用開始 S59.2.24
69	-	柳町はまなす公園	〃	-	0.02	柳町南区2番地61	-	-	供用開始 H3.3.26
70	-	緑陽台北1公園	〃	-	0.06	緑陽台北区29番地7	-	-	当初開設 S55.3.27 供用開始 S59.2.24
71	-	緑陽台北2公園	〃	-	0.08	緑陽台北区24番地2	-	-	当初開設 S51.11.6 供用開始 S59.2.24
72	-	緑陽台北3公園	〃	-	0.23	緑陽台北区13番地1・9	-	-	当初開設 S51.11.6 供用開始 S59.2.24
73	-	緑陽台北4公園	〃	-	0.03	緑陽台北区11番地1	-	-	当初開設 S51.11.6 供用開始 S59.2.24
74	-	緑陽台仲1公園	〃	-	0.09	緑陽台仲区19番地17	-	-	当初開設 S51.11.6 供用開始 S59.2.24
75	-	緑陽台仲2公園	〃	-	0.09	緑陽台仲区7番地3	-	-	当初開設 S51.11.6 供用開始 S59.2.24
76	-	緑陽台南公園	〃	-	0.25	緑陽台南区28番地1・3	-	-	当初開設 S51.11.6 供用開始 S59.2.24
77	-	緑陽台ひまわり公園	〃	-	0.03	緑陽台南区22番地36	-	-	供用開始 H3.3.26

No.	名 称		種別	面 積 (ha)		位 置	当 初 決 定	最 終 変 更	備 考
	番 号	公 園 名		計 画	供 用				
78	-	共栄台公園	街区	-	0.14	共栄台東12丁目5番地9	-	-	当初開設 S49.12.3 供用開始 S59.2.24
79	-	北蘭こぶし公園	"	-	0.14	北鈴蘭北4丁目3番地3	-	-	供用開始 H10.3.27
80	-	北蘭公園	"	-	0.17	北鈴蘭南4丁目6番地8	-	-	当初開設 S53.11.30 供用開始 S59.2.24
81	-	青葉公園	"	-	0.30	中鈴蘭北5丁目1番地6	-	-	当初開設 S49.11.30 供用開始 S59.2.24
82	-	ぎんよくの沢公園	"	-	0.89 (東)0.45 (西)0.44	(東)共栄台西12丁目9番地50 (西)共栄台西13丁目5番地38 北鈴蘭南1丁目4番地16・17・19	-	-	供用開始 H7.3.30
83	-	木野新町公園	"	-	0.09	共栄台東10丁目6番地1	-	-	当初開設 S51.7.15 供用開始 S59.2.24
84	-	木野西通公園	"	-	0.14	木野西通10丁目4番地5	-	-	当初開設 S52.8.9 供用開始 S59.2.24
85	-	木野北公園	"	-	0.04	木野大通東9丁目3番地22	-	-	当初開設 S51.7.22 供用開始 S61.1.10
86	-	木野中央公園	"	-	0.15	木野大通東7丁目7番地 8番地	-	-	供用開始 S38.9.27
87	-	木野下町公園	"	-	0.24	木野公園下町4番地地先	-	-	当初開設 S54.8.11 供用開始 H2.3.28
88	-	鈴鈴公園	"	-	0.05	中鈴蘭南1丁目3番地37	-	-	供用開始 H18.3.24
89	-	すずらんの丘公園	"	-	0.15	中鈴蘭元町2番地1	-	-	供用開始 H26.3.25
90	-	IC工業団地公園	"	-	0.98	字音更西3線14番地1	-	-	供用開始 H28.3.22
91	-	柏寿台東公園	"	-	0.03	柏寿台2番57	-	-	供用開始 R3.10.1
92	-	日の出広場	広場	-	0.09	木野大通東1丁目地先	-	-	供用開始 H10.3.27
93	-	夕やけ広場	"	-	0.11	木野大通西1丁目地先	-	-	供用開始 H10.3.27
94	-	音更中央公園	運動	-	5.27	雄飛が丘2番地3 3番地1	-	-	供用開始 S43.7.29
95	-	雄飛が丘緑地	緑地	-	0.69	雄飛が丘北区1番地12・13・22 仲区1番地10・20・29 南区23番地2	-	-	供用開始 S62.1.16

No.	名 称		種別	面 積 (ha)		位 置	当 初 決 定	最 終 変 更	備 考
	番 号	公 園 名		計 画	供 用				
96	-	緑陽台緑地	緑地	-	0.98	緑陽台北区8番地1、14番地5・17・18、28番地16、29番地2 緑陽台仲区1番地2、12番地1、16番地6・7、23番地7、29番地2・6、30番地2、35番地3 緑陽台南区26番地13、31番地12・13	-	-	供用開始 H2. 3. 28
97	-	共栄台緑地	〃	-	0.86	緑陽台南区21番地2	-	-	当初開設 S53. 10. 30 供用開始 S59. 2. 24
98	-	ひばりが丘緑地	〃	-	8.80	宝来南1条7丁目2番地1・2・4 8丁目2番地1・4・7	-	-	供用開始 H11. 3. 25
99	-	すずらん台緑地	〃	-	0.41 ①0.05 ②0.15 ③0.03 ④0.07 ⑤0.11	①字下音更北4線 ②南鈴蘭南4丁目、5丁目 ③南鈴蘭南3丁目 ④字下音更北4線 ⑤南鈴蘭南3丁目	-	-	供用開始 H17. 3. 23
100	-	鈴蘭公園緑地	〃	-	0.81	鈴蘭公園2番地2、2番地地先	-	-	供用開始 H20. 3. 24
101	-	鈴蘭川親水広場	〃	-	0.66	木野西通8丁目3番地1	-	-	当初開設 H4. 10. 15 供用開始 H28. 3. 22
102	-	緑陽台緑道	緑道	-	1.60	緑陽台北区3番地9、8番地9、11番地4・26、13番地2・10、14番地11、21番地2・5・12・13、24番地1、28番地8、 緑陽台仲区1番地7、6番地7、16番地3、23番地1、27番地1、29番地3 緑陽台南区26番地9・12	-	-	供用開始 S61. 1. 10
都市公園・緑地内訳 (都市計画施設以外)			地区公園	1	-	4.17			
			近隣公園	2	-	6.29			
			街区公園	46	-	8.05			
			広場公園	2	-	0.20			
			運動公園	1	-	5.27			
			緑 地	7	-	13.21			
			緑 道	1	-	1.60			
小 計			60	-	38.79				

区 分	面積 (ha)		*一人当たり公園面積 (㎡)	備 考		
	計 画	供 用				
都市公園・緑地内訳 (全 体)	総合公園	2	25.0	25.00	5.88	
	地区公園	2	4.0	8.20	1.93	
	近隣公園	4	4.1	10.44	2.46	
	街区公園	80	8.14	16.03	3.77	
	広場公園	2	-	0.20	0.05	
	広域公園	1	(409.2) 80.8	79.60	18.73	(注) 計画面積欄の上段の () 内は公園全体の面積で、下段は本町分の面積。
	運動公園	2	13.9	19.18	4.51	
	緑 地	8	(1,515.1) 629.3	97.41	22.92	(注) 計画面積欄の上段の () 内は公園全体の面積で、下段は本町分の面積。
	緑 道	1	-	1.60	0.38	
合 計	102	(1,979.44) 765.24	257.66	60.63	(注) 計画面積欄の上段の () 内は公園全体の面積で、下段は本町分の面積。	

*一人当たり公園面積：供用面積/住民基本台帳（R7.3月末）

○都市公園等の主な種類

種 類	種 別	内 容	
基幹公園	住 区 基 幹 公 園	街区公園	主として街区内に居住する方の利用に供する公園で、敷地面積0.25ha、誘致距離は250mを標準とします。
		近隣公園	主として近隣に居住する方の利用に供する公園で、敷地面積2ha、誘致距離は500mを標準とします。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する方の利用に供する公園で、敷地面積4ha、誘致距離は1kmを標準とします。
	都 市 基 幹 公 園	総合公園	主として一つの市町村の区域内に居住する方の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じて1箇所当たり面積10～50haを標準として配置します。
		運動公園	主として運動の用に供する公園で、運動施設の敷地面積が、全公園面積の25～50%の範囲内にあるものです。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域の利用に供する公園で、生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置します。	
	広場公園	主に歩行者の休息、観賞、交流等の用に供することを目的に定めた住民が利用できる公共空地です。	
	緑 地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置します。	
	緑 道	災害時における避難路の確保、都市の日常生活の快適性と安全性の確保、レクリエーション需要への対処等を目的に配置します。	

5-3 下水道

① 都市計画の決定経過

都市計画決定		面積 (ha)	備 考	
告示年月日	番 号		名 称	内 容
昭和49年11月1日	北海道告示第3422号	(481)	十勝川公共下水道	十勝川公共下水道(帯広市及び芽室町)へ音更町分(下水管渠及び木野ポンプ場)を追加。
昭和52年11月21日	北海道告示第3395号	(495)	十勝川流域下水道	十勝川公共下水道を流域関連公共下水道へ変更。施設計画諸元の見直しによる下水道全体計画の変更。市街化区域編入(柏寿台地区、木野地区ほか)に伴う、排水区域の拡大。
昭和53年11月6日	音更町告示第58号	495	音更公共下水道	都市計画道路の変更に伴う下水管渠の変更。
昭和54年11月26日	音更町告示第67号	541	音更公共下水道	十勝川温泉特定環境保全公共下水道の決定に伴う、排水区域の拡大並びに下水管渠の変更並びに音更・温泉ポンプ場及び十勝川温泉処理場の追加。(昭和57年に特環から公共下水道へ移管)
昭和57年7月12日	音更町告示第60号	541	音更公共下水道	河川施設の整備に伴う、下水管渠の吐口の位置の変更。
昭和58年9月19日	北海道告示第1772号(3)	(629)	十勝川流域下水道	市街化区域編入(東栄地区、緑陽台地区、柳町北地区、宝来地区、共栄地区ほか)等に伴う、排水区域の拡大及び下水管渠の変更等。
昭和58年12月30日	音更町告示第107号	675	音更公共下水道	市街化区域編入(東栄地区、緑陽台地区、柳町北地区、宝来地区、共栄地区)等に伴う、排水区域の拡大並びに下水管渠及び音更木野ポンプ場の敷地面積の変更並びに音更宝来ポンプ場の追加。
昭和61年3月27日	北海道告示第424号	(670)	十勝川流域下水道	市街化区域編入(雄飛が丘地区ほか)に伴う、排水区域の拡大等。
昭和63年7月1日	音更町告示第60号	716	音更公共下水道	市街化区域編入(雄飛が丘地区)に伴う、排水区域の拡大並びに下水管渠の変更並びに音更宝来ポンプ場の廃止並びに十勝川温泉処理場の名称(変更後:十勝川温泉浄化センター)及び敷地面積の変更。
平成2年12月13日	北海道告示第1773号	(752)	十勝川流域下水道	市街化区域編入(むつみ地区、緑陽台南地区、北蘭地区、北開進地区、共栄東地区、共栄西地区、開進東地区ほか)及び市街化調整区域編入(大橋地区)等に伴う、排水区域の変更等。
平成2年12月20日	音更町告示第99号	798	音更公共下水道	市街化区域編入(むつみ地区、緑陽台南地区、北蘭地区、新泉地区、北開進地区、共栄東地区、共栄西地区、開進東地区)及び市街化調整区域編入(大橋地区)等に伴う、排水区域の拡大及び下水管渠の変更。
平成5年3月26日	北海道告示第442号	(764)	十勝川流域下水道	市街化区域編入(開進西地区ほか)に伴う、排水区域の拡大等。
	音更町告示第42号	810	音更公共下水道	市街化区域編入(開進西地区)に伴う、排水区域の拡大。
平成7年4月11日	北海道告示第555号	(783)	十勝川流域下水道	市街化区域編入(開進西地区、共栄台地区ほか)に伴う、排水区域の拡大。
	音更町告示第35号	829	音更公共下水道	市街化区域編入(開進西地区、共栄台地区)に伴う、排水区域の拡大。
平成9年6月3日	音更町告示第62号	852	音更公共下水道	十勝川温泉処理区の一部区域変更に伴う、排水区域の拡大。
平成9年12月2日	北海道告示第1890号	(783)	十勝川流域下水道	都市計画決定基準の変更及び市街化区域編入(北蘭地区、北明地区、緑陽台北地区、高速道I.C.物流団地区ほか)に伴う、排水区域の拡大等。
	音更町告示第109号	929	音更公共下水道	都市計画決定基準の変更及び市街化区域編入(北蘭地区、北明地区、緑陽台北地区、高速道I.C.物流団地区)に伴う、排水区域の拡大並びに下水管渠及び諸施設の変更。
平成10年5月26日	音更町告示第62号	976	音更公共下水道	市街化区域編入(南宝来地区)に伴う、排水区域の拡大。
平成12年3月31日	北海道告示第569号	(1,014)	十勝川流域下水道	下水道全体計画及び都市計画決定基準の追加変更に伴う、下水管渠及び音更中継ポンプ場の追加等。
	音更町告示第38号	1,014	音更公共下水道	市街化区域編入(すずらん台地区)及び十勝川温泉処理区の一部変更に伴う、排水区域の拡大。
平成15年3月28日	音更町告示第34号	1,040	音更公共下水道	市街化区域編入(共栄地区)に伴う、排水区域の拡大。
平成17年3月29日	音更町告示第42号	1,046	音更公共下水道	市街化区域編入(宝来本通地区)に伴う、排水区域の拡大。
平成18年3月31日	音更町告示第56号	1,067	音更公共下水道	市街化区域編入(開進地区、開進西)に伴う、排水区域の拡大。
平成20年3月28日	音更町告示第42号	1,076	音更公共下水道	市街化区域編入(音更東通地区)に伴う、排水区域の拡大。
平成22年4月6日	音更町告示第56号	1,083	音更公共下水道	市街化区域編入(北開進地区)に伴う、排水区域の拡大。
平成23年3月29日	音更町告示第70号	1,132	音更公共下水道	市街化区域編入(北明台地区、希望が丘地区)に伴う、排水区域の拡大。

注:十勝川流域下水道の変更経緯については、本町関係のみ記載。面積は本町分の面積

② 都市計画施設一覧

ア 音更公共下水道

名 称		音更公共下水道				
排 水 区 域		約 1, 132ha (十勝川処理区 約 1, 052ha、十勝川温泉区 約 80ha)				
下水管渠	名 称	位 置		区 域		備 考
		起 点	終 点	管径又は幅員	延 長	
	音更 1号幹線	音更町木野東通 1丁目	音更町木野東通 1丁目	0.8m	約 50m	
放流管	音更町十勝川温泉南 14丁目	音更町十勝川温泉南 16丁目	0.3m	約 370m	処理施設放流管	
ポンプ施設	名 称	位 置	面 積	備 考		
	音更木野汚水中継ポンプ場	音更町木野東通 1丁目	約 3,700㎡	揚水能力 19.2㎡/分		
処理施設	十勝川温泉 浄化センター	音更町十勝川温泉南 16丁目	約 6,200㎡	処理能力 2,720㎡/日		

* 都市計画法事業認可面積 (1,237.7ha) = 都市計画決定面積 (1,132ha) + 開進地区 (35.2ha) + 駒場地区 (70.5ha)
開進地区は、都市計画決定を経ず事業認可を受けている。

イ 十勝川流域下水道 (音更町関係分)

名 称		十勝川流域下水道				
排 水 区 域		約 1, 052ha (うち処理区域 約 1, 052ha)				
下水管渠	名 称	位 置		区 域		備 考
		起 点	終 点	管径又は幅員	延 長	
	音更幹線	帯広市西 7条北 6丁目	音更町木野東通 1丁目	0.45×2~0.9m	(約1,210m) 約 780m	
音更 2号幹線	帯広市西 18条北 3丁目	音更町緑陽台北区	0.25m~0.5m	(約6,690m) 約5,850m	分流式污水管	
ポンプ施設	名 称	位 置	面 積	備 考		
	音更中継ポンプ場	音更町字然別	約 600㎡			

③ 下水道の整備状況

年度	整備面積 (ha)	管渠延長 (m)	普及率 (%)	水洗化率 (%)	備考
昭和62	317	58,041	41.8	57.2	
63	438	97,606	50.9	71.2	
平成元	496	108,835	54.8	79.5	
2	549	115,554	59.3	83.6	
3	619	126,238	62.5	85.9	
4	646	133,578	66.0	87.8	
5	689	141,373	70.7	84.6	
6	713	151,003	73.4	85.8	
7	746	153,945	74.5	86.6	
8	763	157,911	76.8	89.4	
9	782	162,910	78.1	90.3	
10	826	170,078	78.5	92.5	
11	841	175,795	78.9	94.2	
12	912	183,925	80.0	96.9	
13	926	186,019	80.4	98.0	
14	945	189,368	80.9	98.0	
15	981	195,191	81.5	98.4	
16	988	196,889	82.0	97.3	
17	991	198,271	82.1	98.7	
18	991	201,439	82.4	98.9	
19	1,014	202,427	83.0	99.2	
20	1,015	204,625	83.3	99.3	
21	1,024	204,855	83.6	99.4	
22	1,026	205,389	84.0	99.6	
23	1,026	205,591	84.3	99.6	
24	1,066	206,282	85.0	99.5	
25	1,071	211,069	85.2	99.6	
26	1,071	211,611	85.3	99.6	
27	1,071	212,292	85.5	99.6	
28	1,128	212,732	87.8	99.7	

年度	整備面積 (ha)	管渠延長 (m)	普及率 (%)	水洗化率 (%)	備考
29	1,148	223,729	88.7	99.6	
30	1,151	224,286	89.0	99.6	
令和元	1,158	224,998	89.3	99.6	
2	1,162	226,387	89.5	99.7	
3	1,164	227,695	89.7	99.7	
4	1,172	229,430	90.0	99.7	
5	1,176	230,438	90.2	99.6	
6	1,179	230,989	90.5	99.7	

5-4 処理施設

①都市計画の決定経過

都市計画決定	決定等の内容
昭和52年11月17日 音更町告示第67号	<p>既存の処理施設（中島処理場（帯広市内））のし尿処理量が処理能力を上回ったことから、音更町内にし尿処理場を設けるため、都市計画処理施設を追加決定。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>汚物処理場名：帯広市ほか7町村清掃施設組合音更処理場</p> <p>位置：字下音更</p> <p>面積：約2.0ha</p> <p>備考：処理能力 110kl/日</p> </div>
平成10年10月6日 音更町告示第92号	下水道の普及に伴うし尿受入量の減少により、音更処理場を廃止決定。

②都市計画処理施設一覧

* 音更処理場（通称：鈴蘭浄苑）が平成10年に廃止されたため、現在、音更町内に処理施設は無い。

5-5 河川

都市計画決定	名称	位置		区域		改良済み延長	構造	備考
		起点	終点	幅員	延長			
昭和63年8月22日 北海道告示第1377号	十勝川	右岸 幕別町字明野 左岸 池田町字千代田	右岸 芽室町中島西32号 左岸 芽室町毛根西33号	1,700m~430m	約37,600m	-	堤防式複断面	一級河川

5-6 火葬場

都市計画当初決定	都市計画変更決定	名称	位置	面積	備考
平成24年2月14日 音更町告示第20号	平成26年8月21日 音更町告示第89号	音更町火葬場	音更町字音更	約1.7ha	火葬炉4基 供用開始 H25.11.26 都市計画変更内容 名称の変更

* 火葬場の改築に伴う都市計画決定。

6 市街地開発事業

6-1 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、換地、減歩の手段により、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業です。

地区名	施行者	目的	都市計画決定	事業認可	施行面積	減歩率			施行期間	総事業費	換地処分の告示	備考
						公	共保	留地合				
木野町		周辺市街地整備	S47.7.7 北海道告示 第2237号	S48.11.5 北海道 第903号指令	ha 25.10	% 21.82	% 5.82	% 27.64	S48~S52	千円 338,000	S52.10.1 北海道告示 第2983号	
宝来町		"	S59.7.2 北海道告示 第1205号	S60.5.1 北海道 第24号指令	56.60	21.56	11.84	33.40	S60~H6	3,803,064	H7.1.27 北海道告示 第117号	
南宝来	組合	新市街地整備	H10.3.31 北海道告示 第460号	H10.9.21 北海道都環 第394号指令	47.50	24.26	30.78	55.04	H10~H19	4,293,150	H15.10.17 北海道告示 第1842号	
すずらん台	組合	"	H12.3.31 音更町告示 第37号	H12.12.18 北海道都環 第756号指令	27.40	31.90	25.47	57.37	H12~H19	2,529,832	H18.10.6 北海道告示 第10840号	
宝来本通	個人	"		H17.4.25 北海道都環 第132号指令	5.60	25.10	22.31	47.41	H17~H18	274,600	H17.12.9 北海道告示 第10970-3号	

6-2 市街地開発事業（5ha以上の公的開発事業一覧）

市街地開発事業は、一定の地域について地方公共団体などが公共施設の整備と宅地の開発とを一体的・総合的に進める事業です。

団地名	事業者	造成期間	事業面積 (ha)	内 訳			計画戸数 (戸)	備考
				住宅地面積 (ha)	住宅以外の 宅地面積 (ha)	公共施設用地 (ha)		
柳町	北海道住宅供給公社	S46~S47	17.6	12.9	-	4.7	390	
柳町	音更町	S46~S47	12.7	8.3	-	4.4	312	戸数には公営住宅戸数を含む
緑陽台	北海道住宅供給公社	S49~S53	48.5	31.9	-	16.6	782	"
開進	音更町土地開発公社	H3	6.9	-	5.8	1.1	11	工業団地
雄飛が丘	北海道住宅供給公社	S56~S58	40.1	27.6	-	12.5	780	戸数には公営住宅戸数を含む
I C	音更町土地開発公社	H12~H24	36.3	-	28.9	7.4	98	工業団地

6-3 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の新設又は変更を行う事業です。

都市計画決定		平成11年10月 7日 音更町告示第95号					
名称		音更六新地区第一種市街地再開発事業			施行区域面積	約0.9ha	
公共施設の 配置及び規模	道路	種別	名称	幅員	延長	備考	
		都市計画道路	3・4・105 音更中央通	20m	約105m	整備済	
		都市計画道路	3・4・106 桜が丘通	16~18m	約109m	整備済	
		道	音更停車場線	20m	約61m	整備済	
		町道	音更市街西側外周	7m	約50m	整備済	
		町道	音更市街東外周	7m	約90m	整備済	
	下水道	本町第1排水区(下水道管250mm)					
その他	公共駐車場 約1,600㎡						
建築物の 整備計画	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備考
		建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)	建築面積の割合	延べ面積の割合		
	1	約1,600	約4,400	約4/10	約10/10	店舗 約1,600㎡、業務・公共施設 約2,800㎡	整備済
2	約800	約1,900	約4/10	約10/10	集合住宅 約1,900㎡		
建築敷地の 整備計画	街区番号	建築敷地面積(㎡)	整備計画			備考	
	1	約2,600	敷地面積に対し約10%以上の空地を確保するとともに、壁面の位置指定により緑地空間の充実を図る。			整備済	
	2	約1,800					
住宅建設の目標		戸数				備考	
		約24戸				整備済	

6-4 開発許可等

(上段:件数、下段:面積(m²))

該当事項	年度													
	昭和45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
市街化区域内開発行為 (29条1号)	2 139,609.14	4 98,248.00	1 46,839.67			1 8,913.27			5 64,885.28	3 44,812.48	5 39,225.10	1 13,804.00	2 29,188.00	
特定工作物に係る開発行為 (29条1号)	(昭和50年4月1日施行)						(第二種)1 26,851.00							
市街化調整区域内 開発行為・ 建築許可等	日常物品販売店舗等 (34条1号)		6 25,392.00	1 740.76			3 4,376.15		1 5,092.00	3 6,979.00	3 2,605.00			
	観光関係建築物等 (34条2号)		2 4,891.00	1 429.00	1 3,461.58		1 4,032.87							
	農林業関連建築物等 (34条4号)		1 19,769.00	2 1,097.69			1 3,970.00	2 5,191.00		2 3,483.20	3 29,411.86	2 41,727.00	3 28,832.00	
	沿道サービス施設等 (34条8号)	(昭和50年4月1日施行。施行以前は10号口で対応)						1 1,694.00	1 888.28		1 992.08	2 7,690.00		1 2,955.00
	既存権利者の建築等 (34条9号)		53 22,403.43	43 38,931.29	46 36,221.42	31 9,634.95	46 17,808.88							
	その 34 条 10 号 口 の 開 発 行 為 等	開発審査会 個別許可					1 254.00				1 2,063.02	1 3,768.00	1 374.00	
	開発審査会 届出もれ	(昭和48年9月7日制定)			1 206.58	3 1,033.00	3 1,999.00							
	自己用住宅	(昭和51年3月30日制定)						12 4,381.57	3 660.08	10 3,399.27	6 1,507.89	7 2,142.17	10 2,726.00	9 2,598.00
	公益施設 附属住宅	昭和46年9月 7日制定								1 333.60				
既存宅地区域確認 (旧43条1項6号口)	(昭和50年4月1日施行)					15 4,264.26	27 8,132.85	32 9,438.17	23 6,954.66	17 3,996.13	11 6,869.05	20 5,969.59	27 6,923.69	

(上段:件数、下段:面積(m²))

該当事項		年度	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	5	6	7	
市街化区域内開発行為 (29条1号)			2 3,941.77	3 19,006.94	2 35,824.79		2 11,864.08	1 3,500.60	1 3,784.44	14 351,250.85	3 16,603.64	5 91,234.73	5 46,203.33	4 189,492.47		
特定工作物に係る開発行為 (29条1号)											(第一種)1 15,009.00	(第二種)1 63,349.31				
市街化調整区域内開発行為・建築許可等	日常物品販売店舗等 (34条1号)		1 927.60				1 1,042.00	2 5,687.96	1 865.49				1 257.03			
	観光関係建築物等 (34条2号)		1 9,404.90		1 19,129.36			1 18,233.19	1 2,443.66	1 42,567.75		1 723.00	1 2,372.03			
	農林業関連建築物等 (34条4号)		1 26,851.00		2 99,767.88	1 1,337.00		1 8,580.00		1 19,800.00		3 139,240.00	1 48,698.00			
	沿道サービス施設等 (34条8号)		1 4,607.00	2 1,745.00												
	その他開発行為等 (34条10号口)	開発審査会 個別許可			1 297.00		2 46,637.89	1 51,878.54		2 22,991.59	1 1,487.00					1 7,268.89
		自己用住宅等	5 1,652.00	3 1,084.00	1 285.00	2 483.00	2 779.78		1 490.28		1 363.82					
		公益施設附属 住宅						1 930.00								
		世帯分離建築物等	(昭和63年11月22日制定)							1 495.83						
		収用対象建築物等	(昭和63年11月22日制定)										1 899.35	1 676.00		
		地区集会所等	(昭和63年11月22日制定)													
		既存建築物建替等	(昭和63年11月22日制定)											2 811.77	1 382.00	
既存宅地区域確認 (旧43条1項6号口)			11 6,035.33	5 2,436.24	6 1,504.38	5 1,126.00	8 2,291.53	5 2,283.77	11 32,491.80	4 3,346.79	3 36,508.83	2 602.80	4 9,970.98	3 1,137.53	2 1,130.99	

(上段:件数、下段:面積(m²))

該当事項		年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
市街化区域内開発行為 (29条1号)				4		1	1			1	3	2	4	
			218,413.81			11,729.03	363,151.17			114,192.07	35,043.35	32,693.70	133,371.62	
特定工作物に係る開発行為 (29条1号)											(第二種)1 9,149.00			
市街化調整区域内開発行為・建築許可等	日常物品販売店舗等 (34条1号)		1	1										
			4,958.87	1,524.86										
	観光関係建築物等 (34条2号)		2											
			5,971.43											
	農林業関連建築物等 (34条4号)		1		1		1							
			8,580.00		14,753.23		36,045.47							
	沿道サービス施設等 (34条8号)												1	
													763.60	
	地区計画区域内 (34条8号の2)						1							
							33,119.00							
	道条例指定区域内 (34条8号の3)		(平成18年4月25日施行)											1
														653.00
その他開発行為等 (34条10号口)	開発審査会 個別許可			1		2								
				7,131.20		7,358.29								
	自己用住宅等	1				1			2					
		214.00				194.06			704.14					
	世帯分離建築物等					1	1			2				
						1,276.99	573.16			2,421.53				
	収用対象建築物等		1		2		2							
			3,670.32		933.00		985.35							
地区集会所等			1							1				
			516.50							36.00				
既存建築物建替等				2	1	3	2	1	1	4	3			
				790.34	752.61	1,787.27	819.69	570.50	795.59	8,884.31	978.38			
旧既存宅地内建築	(適用期間:平成13年5月18日～平成18年4月25日)									10	2	5		
										4,212.69	905.08	1,247.63		
その他														
既存宅地区域確認 (旧43条1項6号口)		5	1	3	1	4	1	(平成13年5月18日廃止)						
		1,541.86	487.80	1,534.87	340.80	2,234.74	3,246.70							

(上段:件数、下段:面積(m²))

該当事項		年度												
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
市街化区域内開発行為 (29条1号)			1	2	4	3	4	6	2	3	4	2	2	3
			76,119.99	10,254.85	89,619.17	80,655.30	97,019.57	51,745.46	19,276.85	43,448.10	67,214.45	8,293.25	62,246.84	51,559.25
特定工作物に係る開発行為 (29条1号)				1										
				19,981.00										
市街化調整区域内開発行為・建築許可等	日常物品販売店舗等 (34条1号)	1	1											
		347.88	17,737.99											
	観光関係建築物等 (34条2号)										1	1		
											5,423.66	3,885.29		
	農林業関連建築物等 (34条4号)					1					1		3	1
						14,876.86					20,994.24		36,840.02	29,528.57
	沿道サービス施設等 (34条9号)		1										(1)	1
			1,042.00										(868.51)	31,957.09
	地区計画区域内 (34条10号)													
	道条例指定区域内 (34条11号)	4				3	1	19	11	7	7	6	14	19
	1,192.95				857.04	454.00	8,567.11	3,659.13	2,190.39	4,714.21	3,753.91	7,389.01	7,537.05	
その他の開発行為等 (34条14号)	開発審査会 個別許可				1	1				1				
					25,320.93	625.00				2,083.08				
	自己用住宅等													
	世帯分離建築物等	1	1											
		430.65	485.61											
	収用対象建築物等													
	地区集会所等									1				
									927.70					
既存建築物建替等		2	1	2		2	2	2	2	1			2	
		3,242.49	2,148.24	729.84		1,381.09	2,151.66	2,123.05	2,227.59	1,167.40			1,982.77	
その他														

7 地区計画

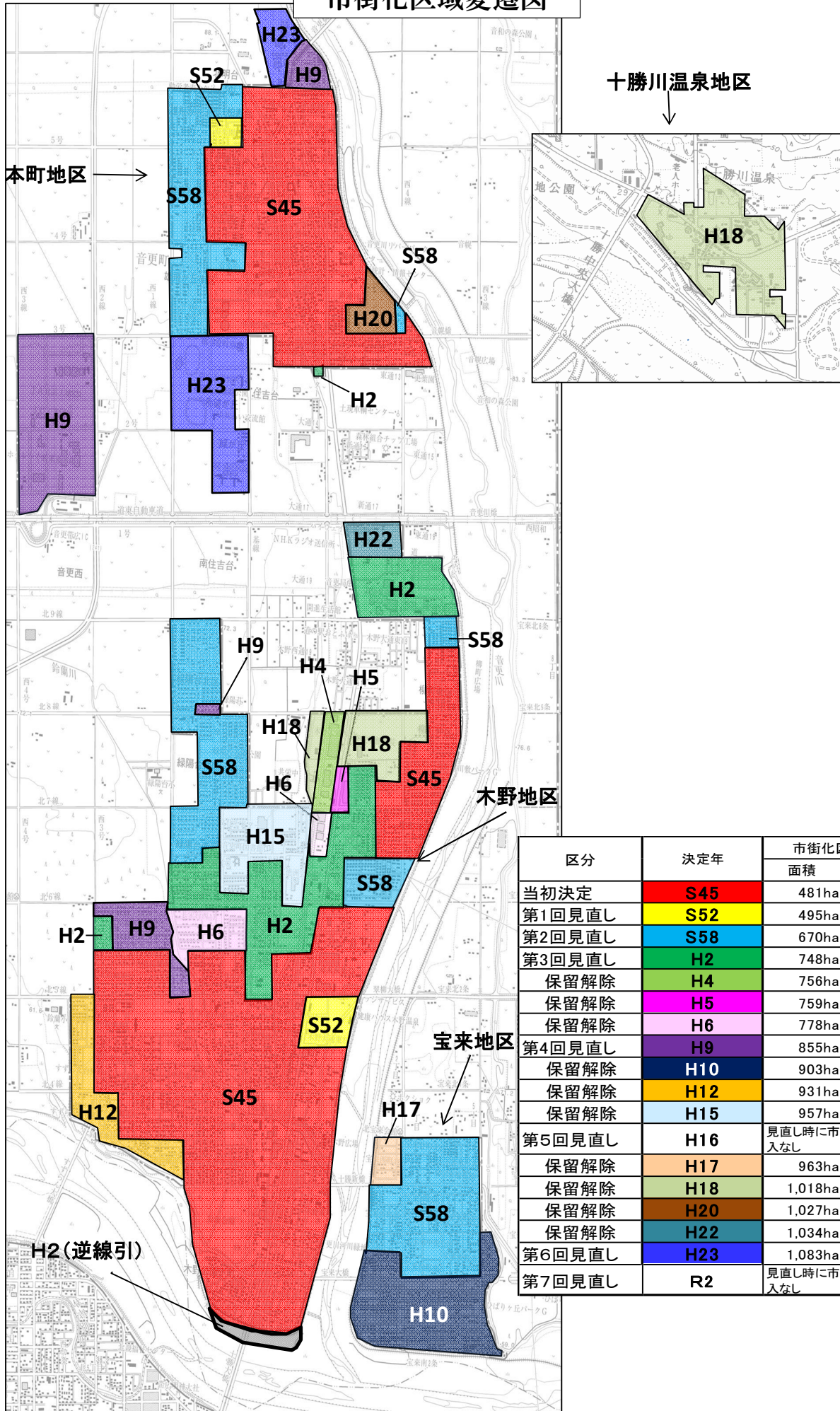
地区計画は、都市計画法に定められた都市計画の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画です。

地区名	全体面積 (ha)	地区整備計画 区域面積 (ha)	用途 地域	地区計画の目標	地区計画の動因	当初決定	最終決定	建築条例 施行年月日	備 考
南宝来地区	47.5	43.0	一低 二低 二中 一住	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	H12.3.31 音更町告示 第36号	H20.7.22 音更町告示 第111号	H12.6.22	区域の整備・開発及び保全の方針並びに地区整備計画の一部変更
IC工業団地地区	3.5	3.5		周辺自然環境及び景観と調和した良好な工業団地の形成を計画的に図る。	民間開発行為	H12.6.22 音更町告示 第81号		H12.6.22	
すずらん台地区	27.4	22.8	一低 一中 二中 一住	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	H13.10.25 音更町告示 第91号	H26.8.25 音更町告示 第91号	H13.12.25	区域の整備・開発及び保全の方針並びに地区整備計画の一部変更
共栄地区	26.0	11.1	一低 一中 二中 二住	開発事業の事業効果の維持、増進を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	民間開発行為 用途混在の防止	H15.3.28 音更町告示 第33号	H20.7.22 音更町告示 第106号	H15.12.22	区域の整備・開発及び保全の方針並びに地区整備計画の一部変更
宝来本通地区	5.5	5.1	一低 二中 一住	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (個人施行)	H17.3.29 音更町告示 第41号	H20.7.22 音更町告示 第107号	H17.6.20	区域の整備・開発及び保全の方針並びに地区整備計画の一部変更
開進地区	15.9	11.0	一低 二低 一中 二中 近商	開発事業の事業効果の維持、増進を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	民間開発行為	H18.3.31 音更町告示 第58号	H20.7.22 音更町告示 第108号	H18.6.16	区域の整備・開発及び保全の方針並びに地区整備計画の一部変更
開進西地区	5.8	5.7	近商	個別の小規模な開発事業等を計画的に誘導することで、環境の悪化を防止し、良好な業務用地の形成を図る。	民間開発行為 用途混在の防止	H18.3.31 音更町告示 第59号	H20.7.22 音更町告示 第109号	H18.6.16	区域の整備・開発及び保全の方針並びに地区整備計画の一部変更
十勝川温泉地区	34.6	34.6	一住 商業	開発事業の事業効果の維持、増進を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、良好な住宅市街地と観光業務地の形成を図る。	民間開発行為 用途混在の防止	H18.3.31 音更町告示 第60号	H30.4.1 音更町告示 第45号	H18.6.16	区域の整備・開発及び保全の方針並びに地区整備計画の一部変更
音更東通地区	8.5	7.4	二中	開発事業の事業効果の維持、増進を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	民間開発行為 用途混在の防止	H20.3.28 音更町告示 第43号		H20.10.3	
共栄南地区	6.0	5.7	近商	市街地生活拠点として、地区住民等のコミュニケーションやにぎわいを創出する多様な都市機能や交流促進機能の導入を図る。	生活利便施設の 立地促進	H23.3.29 音更町告示 第67号	H24.11.30 音更町告示 第152号	H24.12.18	地区整備計画の一部変更
希望が丘地区	39.5	23.6	一住	周辺の住環境などと調和したスポーツゾーンの拠点形成など、高次の都市機能の集積と維持を図る。	公共施設用地など としての土地利用	H23.3.29 音更町告示 第67号	H30.4.1 音更町告示 第44号	H23.6.22	地区整備計画の一部変更

参 考

- ・市街化区域変遷図
- ・用途地域による建築物の用途制限の概要

市街化区域変遷図



区分	決定年	市街化区域面積	
		面積	増加分
当初決定	S45	481ha	—
第1回見直し	S52	495ha	14ha
第2回見直し	S58	670ha	175ha
第3回見直し	H2	748ha	78ha
保留解除	H4	756ha	8ha
保留解除	H5	759ha	3ha
保留解除	H6	778ha	19ha
第4回見直し	H9	855ha	77ha
保留解除	H10	903ha	48ha
保留解除	H12	931ha	28ha
保留解除	H15	957ha	26ha
第5回見直し	H16	見直し時に市街化区域の編入なし	
保留解除	H17	963ha	6ha
保留解除	H18	1,018ha	55ha
保留解除	H20	1,027ha	9ha
保留解除	H22	1,034ha	7ha
第6回見直し	H23	1,083ha	49ha
第7回見直し	R2	見直し時に市街化区域の編入なし	

用途地域における建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	備考
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 20px; height: 10px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 建てられる用途 <div style="width: 20px; height: 10px; background-color: #cccccc; border: 1px solid black; margin-right: 5px; margin-top: 5px;"></div> 建てられない用途 <div style="margin-left: 10px;">①、②、③、▲ 面積、階数等の制限あり</div> </div>												
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの	■	①	②	③	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗で2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行の支店等のサービス業用店舗で2階以下 ③ 2階以下
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	■	■	②	③	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■	■	■	③	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッチング練習場等	■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等	■	■	■	■	■	▲	○	○	○	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	■	■	■	■	■	▲	○	○	○	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	
	キャバレー等、個室付浴場等	■	■	■	■	■	■	○	▲	○	○	▲ 個室付浴場等以外
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
単独自動車車庫（附属車庫を除く）		■	■	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	▲ 300㎡以下かつ2階以下
建築物附属自動車車庫		①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	①②③については、当該敷地内にある建築物（自動車車庫を除く）の延べ面積以下でかつ下記の条件をみだすもの ① 600㎡以下かつ1階以下 ② 3,000㎡以下かつ2階以下 ③ 2階以下
		※一団地の敷地内について別に制限あり										
自動車車庫・倉庫・工場等	倉庫業倉庫	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	① 1,500㎡以下かつ2階以下
	自家用倉庫	■	■	■	①	②	○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下
	畜舎（15㎡を超えるもの）	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	■	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下かつ原動機の出力が0.75kw以下
	危険性及環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	■	■	■	■	①	①	②	②	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下
	危険性及環境を悪化させるおそれが少ない工場	■	■	■	■	■	■	②	②	○	○	② 作業場の床面積が150㎡以下
	危険性及環境を悪化させるおそれがやや多い工場	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	他に原動機・作業内容の制限あり
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	
自動車修理工場		■	■	■	■	①	①	②	②	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が300㎡以下 他に原動機の出力制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	■	■	■	①	②	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下かつ2階以下 ② 3,000㎡以下
	量が少ない施設	■	■	■	■	■	○	○	○	○		
	量がやや多い施設	■	■	■	■	■	■	○	○	○		
	量が多い施設	■	■	■	■	■	■	○	○	○		

注) 本表は、用途制限の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものではありません。
また、都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除きます。